

## 第4章 資源循環の推進

### 第1節 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動「線形経済（リニアエコノミー）」から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を進めていく必要があります。

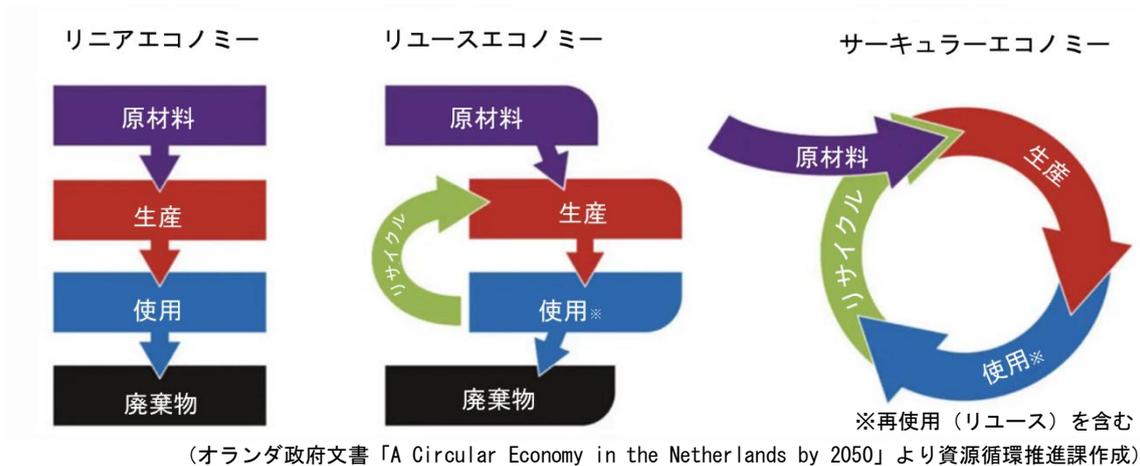


図 4-1-1 循環経済のイメージ

#### <循環経済（サーキュラーエコノミー）とは>

循環経済は、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

また、循環経済は人口減少が進む状況下において持続可能な社会の形成とともに経済的な成長も目指すものであり、事業者にとって循環経済への対応は成長機会であるとも言えます。

#### 1 現状と課題

- ・日本は、石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存しており、化石資源と同様にレアメタル等の鉱物資源も特定の地域に偏在しています。廃棄物処理・リサイクル業は小規模分散し、需給ギャップにより、リサイクル原料が焼却・埋立、海外輸出されています。
- ・近年の国際的な緊張の高まりを背景に国際的な資源獲得競争が生じており、原油・原材

料・穀物等の国際価格が高騰し希少物資の確保が難しくなる状況に直面するのではという懸念が強まっています。

- ・各国では、環境保全のみならず、資源の確保及び安定供給にも資する取組として、再生材の利用を進める動きが顕在化しつつあります。このような再生材の利用に関する定量目標の設定等の動きにも対応していくためには、国内においても再生材の質と量を確保しつつ利用を拡大していく必要があります。
- ・循環経済への移行とは経済システム全体を循環型に転換させるものであり、その実現のためには、一人ひとりの消費行動と事業者の経済活動、製造業・小売業等（いわゆる動脈産業）と廃棄物処理・リサイクル業等（いわゆる静脈産業）との事業者間連携（動静脈連携）など、広範な分野における多様な主体の取組が必要となります。
- ・このような中、国では、令和6年8月に閣議決定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、循環経済への移行を国家戦略に位置付け、関係者が一丸となって取り組んでいくこととしています。
- ・県では、「しあわせ信州創造プラン 3.0」において「循環経済への転換の挑戦」を施策に掲げ、環境等に配慮した製品・サービスの開発・提供・利用や廃棄物の削減・再資源化に取り組んでいくこととしています。

#### < 廃棄物等の再資源化例（サーキュラーエコノミー取組例） >

- ・家電、パソコン等の小型家電、蓄電池等（都市鉱山）から金・銀・銅やレアメタル等の金属を回収し、再資源化
  - ・プラスチックを回収し、再度プラスチックとして再資源化  
※ペットボトルをペットボトルに水平リサイクルする等  
※世界で自動車製造において再生プラスチック活用の動き
  - ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の建設廃棄物の再資源化
  - ・農山漁村のバイオマス資源（木材、農作物非食用部、家畜排せつ物等）を徹底活用
  - ・下水汚泥の肥料化や、下水汚泥からのリン回収
  - ・商慣習見直しや食品寄付促進等の食品ロス削減の推進・食品循環資源の飼料化・肥料化
  - ・廃棄物焼却時に発生する熱を利用した発電
  - ・衣料品のリペア、リユース
- ※「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」（令和6年12月に循環経済に関する関係閣僚会議で決定）を一部加工

## 2 施策の展開

### (1) 循環経済（サーキュラーエコノミー）についての認識の浸透・気運醸成

- ・信州プラスチックスマート運動によるプラスチックごみの減量化・再資源化の意識高揚、資源循環に係る先進事例や専門技術に関する講演会等の開催、ホームページやメールマガジン等の様々な媒体による情報発信等により、循環経済に対する社会的認知度の向上を図ります。

- ・幅広い業種の事業者や大学等との連携による資源循環を核としたビジネスモデルの創出・磨き上げや4 Rの取組において顕著な実績を上げている事業者の表彰等により、循環経済への対応に取り組む事業者を支援します。
- ・動脈産業と静脈産業の事業者間の交流機会を設定し、動静脈連携を促進します。
- ・建設副産物（特定建設資材等）の分別解体・再資源化の推進及び再生資源の利用促進を図ります。
- ・建設副産物情報交換システムを活用した建設発生土の官民有効利用を推進します。
- ・空き家等の既存住宅ストックの有効活用を推進します。
- ・信州健康ゼロエネ住宅助成金（リフォーム）等の助成制度による良質な社会ストックの形成を図ります。

## (2) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた事業者支援・製品の普及

- ・県内で発生した廃棄物等を利用して製造加工された製品を認定する「信州リサイクル製品認定制度」により、リサイクル製品の普及と製品価値の向上を促進します。また、県発注の建設工事において信州リサイクル製品を率先利用します。
- ・公共調達においてプラスチック代替製品の活用を進めます。
- ・製造業者が率先して取り組む資源循環に配慮した製品の設計、製造技術や材料の開発等に対して支援を行います。
- ・県産農畜産物や副産物、未利用資源等の付加価値を付加する新商品づくりや、食品のアップサイクル等の取組を支援します。
- ・下水汚泥肥料の利用・普及に向けた効果検証試験を進め、下水汚泥の有効活用を図ります。
- ・身の周りのものをプラスチック製等の木材以外の素材から木製（県産材）へ転換する取組について、普及啓発に努めます。
- ・「信州の環境にやさしい農産物認証」の取得や有機農業の取組を促進し、エシカル消費に繋がる環境にやさしい農産物の生産手法について、積極的に拡大を図ります。

## ◎コラム バイオマス資源としての下水汚泥の肥料利用

県では、下水道分野におけるバイオマス資源の有効利用に向けて、犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場（アクアピア安曇野）から発生する下水汚泥を、下水汚泥肥料「アクアピア1号」として令和6年5月に肥料登録しました。現在、地元の南安曇農業高等学校と協働して、アクアピア1号を肥料とした稲の生育試験等の効果検証試験を進めています。試験では継続して肥料効果が確認されているほか、取組により広く下水汚泥資源の認知度やイメージの向上に貢献しているところであり、循環型社会の形成につながっています。また、令和7年度には、一連の取組が国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」を受賞し、全国的にも注目されています。

今後も、下水汚泥肥料の実用化に向けた検討を引き続き進めていきます。



下水汚泥肥料  
「アクアピア1号」



「アクアピア1号」を用いた稲の育生試験

## ◎コラム りんごの芯や皮をアップサイクル

南信州菓子工房（阿智村）は、ドライフルーツを製造する過程で発生するリンゴの芯や皮を酵素で分解し、ピューレや濃縮果汁に再生する研究を進めています。信州大学の協力を得たアップサイクルの取り組みで、試作したピューレは実と遜色ない甘みを持ち、グミやゼリーなどへの商品化を目指しています。

年間約60トンの芯や皮を産業廃棄物として処分してきた同社にとって、廃棄コスト削減と新たな価値創出を両立する革新的な試みです。

食品廃棄物の削減への意識が高まる中、地域企業と大学の連携によるこの挑戦は、循環経済への移行に向けた力強い一歩といえます。



## ◎コラム | サステナブルファッション ～ファッションを通じたSDGsの取組～

環境省の調査では、衣服の1人当たりの年間購入枚数が20枚、一度も着用されない服が年間23枚あるとされています。このような中、昨今、環境や社会に配慮した服づくりを目指す新しいスタイルである「サステナブルファッション」が注目されています。おしゃれを楽しみながら、サステナブルファッションを実践しましょう。

### ▼具体的なアクション例▼

#### 購入

- ✓ 可能な限り長く着用できるものを選ぶ
- ✓ 環境に配慮された素材で作られた服を選ぶ

#### 使用

- ✓ おさがりや古着販売・購入などのリユースでファッションを楽しむ
- ✓ 服を大切に扱い、リペアして長く着る

#### 処分

- ✓ 店頭回収や資源回収に出して、資源として再利用する

「Re : collection NAGANO 実行委員会」(長野市)では、廃棄予定の衣服や資材をリユースし、地元若者やクリエイター、企業、教育機関と連携して新たなファッション価値を創造しています。また、循環型の衣服を着用したモデルたちがSDGsの理念を表現し、来場者に行動変容を促すファッションショーも開催しています。このファッションを通じた取組は、「信州SDGsアワード2025」を受賞しました。



(写真提供 : Re : collection NAGANO 実行委員会)

## 第2節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進

### 1 一般廃棄物のリデュース

一般廃棄物は、主に日々の生活や事業活動から排出されるものであり、発生抑制のためには、私たちが少しずつごみを減らすライフスタイルへと変えていくこと（長野県版エシカル消費の実践）が必要です。

小さな取組であっても、県民が一体となって取り組めば大きな効果が得られることを念頭に置いて、身近なリデュースから取り組むことが大切です。

#### (1) 現状と課題

- ・本県の1人1日当たりの排出量（令和5年度）は過去最少の770グラムで、全国で4番目に少ない都道府県となりました。
- ・一般廃棄物の総排出量及び1人1日当たりの排出量は減少傾向にありますが、その内訳では、生活系が減少傾向（令和5年度実績全国3位）である一方、事業系は横ばい傾向（令和5年度実績全国17位）となっています。
- ・一般廃棄物のリデュースに対する意識の浸透は進んでおり、世論調査「環境と暮らし2025」<sup>7</sup>によると、プラスチックごみを減らすために日ごろ心掛けているものとして、76.6%の方が「マイバッグやマイボトルを使用する」を、63.1%の方が「レジ袋は買わない、または受け取らない」を、58.9%の方が「詰め替え製品を利用する」を挙げています。また、エシカル消費につながる行動について実践しているものとして、54.9%の方が「食品ロス削減」を挙げています。
- ・近年増加している海洋プラスチックごみは、海洋生物による誤食や生態系への影響が懸念される等、世界的な問題となっています。本県にも太平洋、日本海に流れ込む河川を有する上流県としての責務があり、プラスチックの資源循環を一層促進する必要があります。
- ・食品ロスの削減については、国において、2000年度比で2030年度までに、家庭系食品ロスは50%削減の早期達成、事業系食品ロスは60%削減の目標が掲げられており、さらなる減量化に取り組むためには、生産・製造から消費までの各段階において取組を推進していく必要があります。
- ・市町村が感じている課題の一つとして、事業系一般廃棄物の減量化が挙げられています<sup>8</sup>が、事業系一般廃棄物では、紙ごみ及び生ごみの割合が高い傾向にあり、県は市町村と連携して事業者に対し先進事例の紹介等を通じ啓発を行っていくほか、県民への呼び掛けを強化していく必要があります。
- ・リデュースを更に推進するため、各主体と連携して、プラスチックごみや食品ロスの削減、事業系一般廃棄物の減量化等に引き続き取り組む必要があります。

<sup>7</sup> （一社）長野県環境保全協会と（一社）長野県世論調査協会の共同調査

<sup>8</sup> 令和7年度市町村ごみ減量化施策取組状況調査結果

## (2) 施策の展開

### ア 信州プラスチックスマート運動の推進

- ・プラスチックごみ削減のため、不要なストローや使い捨てスプーン、レジ袋等は断る（リフューズ）という「意識して選択」を呼び掛けます。
- ・マイバッグ・マイボトルの普及、長野県統合型地理情報システム「信州くらしのマップ」への掲載による給水スポットの利用促進等に取り組むなど、「少しずつ転換」を呼び掛けます。
- ・贈り物の過剰包装を削減するため、簡易包装や再利用できる包装（エコバッグ・風呂敷等）の選択を県民に呼び掛けるとともに、詰め替え製品の購入等を促します。
- ・県内の河川・湖沼におけるマイクロプラスチックの状況調査を行い、調査結果等を県民に周知し県民理解を深め、プラスチックごみの発生抑制対策に活用します。

### イ 食品ロス削減の推進

- ・食品ロスを削減していくために、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において各主体の協働のもと、取組を推進します。
- ・食品ロス削減の推進については、第6節で詳しく記載します。

### ウ 事業系一般廃棄物の減量化

- ・事業所におけるペーパーレスの推進による紙ごみの削減や生ごみの資源化を図るため、事業者向けの講習会を通じた先進事例の紹介や市町村、事業者等と連携した減量化の呼び掛けを行います。
- ・食品ロス削減は事業系一般廃棄物の減量化にもつながるため、第6節で記載する取組を推進します。

## ◎コラム | 信州プラスチックスマート運動

近年、世界的な問題となっている海洋プラスチック問題に上流県として向き合い、生活スタイルの見つめ直しから県民、事業者、行政がそれぞれの立場でプラスチックと賢く付き合う「信州プラスチックスマート運動」を令和元年5月から開始しました。県民に次の3つの意識した行動を呼び掛けています。

### 1. 意識して「選択」

何気なく受け取っているストローやレジ袋、不要なときは断ってみましょう。

### 2. 少しずつ「転換」

できるだけマイバッグやマイボトルを使うよう心掛けましょう。詰め替え製品を選ぶようにしていきましょう。

### 3. 分別して「回収」

役目を終えたプラスチック製品は自治体のルールに従い分けて回収へ。



また、広報啓発、協力事業者登録制度（プラスチックごみ排出量削減、再資源化、代替製品等の製造・開発等を行う事業者を登録）を通して取組の輪を広げています。

## 1 3つの意識した行動（意識して選択・少しずつ転換・分別して回収）の呼び掛け・取組

- ・社会全体の過剰包装の削減等に向けて、ストローや使い捨てスプーン等、不要なもの断る（リフューズ）という「意識して選択」を呼び掛けます。
- ・マイバッグ、マイボトルの使用が更に増えるように、普及啓発に努めます。（少しずつ転換）
- ・ワンウェイ製品の使用を見直し、長く使えるものを推奨します。（少しずつ転換）
- ・市町村のルールに則った分別排出を促すため、「分別して回収」を呼び掛けます。
- ・県及び市町村等は、公共調達においてプラスチック代替製品の活用を進めます。（少しずつ転換）
- ・県及び市町村等は県民へリプレイス実践のための具体的な行動（例：長野県版エシカル消費の実践等）を呼び掛けます。（意識して選択・少しずつ転換）

## 2 協力事業者制度の促進

- ・レジ袋削減や生分解性プラスチック・バイオマスプラスチックの導入等に取り組む事業者、団体等を登録し、その活動を「長野県魅力発信ブログえこすた（Eco Style）信州！」等で広く紹介するとともに、循環型社会形成推進功労者表彰により、顕著な実績を上げている事業者・団体等を表彰します。

<信州プラスチックスマート運動協力事業者を募集しています！>

県では、信州プラスチックスマート運動の一環として、県内でプラスチックごみの削減や代替製品の製造等に取り組む事業者・団体等を登録し、その取組を紹介しています。

**登録できる方**

長野県内でプラスチック削減等に取り組まれている事業者、団体、学校など

**登録されると**

「登録証」を交付し、「エコすた（Eco Style）信州！」で取組内容等を紹介

**登録内容の例**

プラスチックごみを減らす取組、プラスチックの製造・研究、道路・河川等でのごみ拾い



**3 制度融資・産学官連携による研究開発・事業展開等の促進**

- ・信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）において「石油由来製品を環境に優しい素材や製品に転換することに係る研究開発・事業展開を行う者」の事業展開を支援します。
- ・産学官連携で進める、環境負荷低減等が期待できる材料技術活用による製品開発プロジェクトの取組を支援します。

**4 県庁率先行動によるプラスチックごみの削減**

- ・県庁においては、会議でのマイボトルの持参に取り組みます。
- ・県では、県有施設に自動販売機を導入する場合は、1台に1個の割合で回収ボックスを設置するなど、使用済み容器が適切に回収・リサイクルされるよう努めます。

**5 マイボトルの利用促進（給水スポットマップの活用）**

- ・マイボトルの利用普及を通じてプラスチック使用の削減を推進するため、県内の給水スポットを長野県統合型地理情報システム「信州くらしのマップ」に掲載しています。

**【パソコン版リンク】**

<https://wwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>

生活 → 熱中症対策関連施設 → 給水スポット

**【スマホ版二次元コード】**

マップ切替 → 熱中症対策関連施設 → 給水スポット



## ◎コラム 簡易包装でも想いは伝わります

家庭ごみに含まれる容器包装廃棄物は、容積比で6割強、湿重量比で2割強となっており、一層の削減が必要となっています。

県では、ごみを減らす取組の一環として、簡易包装や再利用できる包装の選択を県民の皆様にご提案し、プラスチックや紙ごみ等の容器包装の減量を推進する簡易包装プロモート事業を令和6年度から実施しています。

過剰包装の削減に向け、贈る人も受け取る人も幸せになれる「思い伝わる簡易包装」をキャッチフレーズに簡易包装の実践を引き続き呼び掛けます。

### 〈思い伝わる簡易包装の例〉

- ・包装方法を選択できる場合は、簡易包装を選ぶ
- ・エコバッグやポーチなど再利用できる包装にする
- ・再生紙など環境に配慮した包装と梱包を選ぶ
- ・包装の代わりにメッセージカードを添える
- ・送り手、受け取り手の間で、事前に簡易包装への意識を共有する



～思い伝わる 簡易包装～  
「簡易包装プロモート事業」  
CM 動画

## ◎コラム | マイクロプラスチックの調査・研究を進めています

マイクロプラスチックは、一般に5mm以下の微細なプラスチック類の総称で、最初から微細な状態で製造・使用される「一次マイクロプラスチック」と大きなプラスチック製品が紫外線や衝撃等で砕けてできる「二次マイクロプラスチック」の2種類があります。一度環境中に流出してしまうと回収することが困難で、自然に分解されにくいいため海洋など環境中に蓄積し、生態系への影響が懸念されています。

長野県内河川及び湖沼のマイクロプラスチックについて、令和2年度から長野県環境保全研究所で予備調査を開始し、環境省からマイクロプラスチックに関する統一的な調査ガイドラインが公開されたため、令和4年度から当該ガイドラインを用いて調査を開始しています。令和6年度からは長野県諏訪湖環境研究センター（ホームページ：<https://www.lserc.pref.nagano.lg.jp/>）で調査を実施しています。

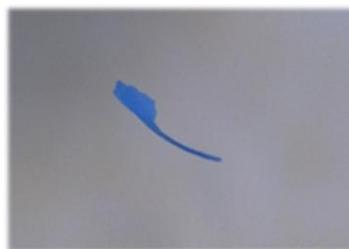
試料採取の様子



確認されたマイクロプラスチック



繊維状のポリプロピレン



破片状のポリエチレン

## 2 産業廃棄物のリデュース

産業廃棄物は、事業活動に伴い排出されるものであることから、その排出量は企業活動の動向に左右される部分が大きいですといえます。

不景気のときには、生産量が減少するため、結果的に廃棄物の排出も少なくなる傾向がありますが、一方で好景気ときには、企業活動が活発化し生産量が増加するため、廃棄物の排出も多くなる傾向があります。

ここで目指している産業廃棄物の発生抑制とは、経済活動の縮小を求めているものではなく、廃棄物の再資源化や適正処理の推進などを意味します。

### (1) 現状と課題

- 本県の令和5年度の産業廃棄物排出量は4,407千トンであり、近年の排出量の傾向は横ばい傾向となっています。なお、令和12年度の排出量の推計値については、令和5年度より増加する見込みとなっています。
- 令和5年度の排出量について業種別にみると、電気・水道業が46.1%、建設業が29.3%、製造業が23.0%となっており、この3業種で全体の98.4%を占めています。そのため、自ら発生抑制に取り組むことはもちろんのこと、発生抑制のための普及啓発を引き続き行っていくことが重要です。
- 産業廃棄物の最終処分量は、各種リサイクル法等に基づく再資源化等により、減少傾向となっています。
- 長野県産業廃棄物実態調査<sup>9</sup>によると、産業廃棄物の減量化・再資源化・再利用を推進するための取組に「積極的に取り組んでいる」と「これまで必要性を感じていなかったが、今後は取り組んでいきたい」と回答した事業所を合わせると48.4%となっており、取組内容は「産業廃棄物の分別の徹底」が81.9%で最も多く、次いで「社員教育の徹底」が64.7%、「減量化、再資源化・再利用の目標値の設定」が32.4%となっています。
- 業種別には、建設業や製造業、情報通信業、卸・小売業、教育・学習では4割を超える取組率だったものの、飲食・宿泊、生活関連・娯楽、医療・福祉では3割未満と低い取組率となっています。
- 発生抑制や再資源化が期待される拡大生産者責任（EPR）<sup>10</sup>に対する考え方については、なかなか取り組めないと回答した事業所が53.9%と最も多く、さらに、環境マネジメントシステム（EMS）等<sup>11</sup>の認証制度の登録状況は、回答した事業所の約6割が認証を受けていない状況です。環境マネジメントシステムの認証を受けている事業所においては、「減量化、リサイクル、処理の適正化が行われるようになった」とす

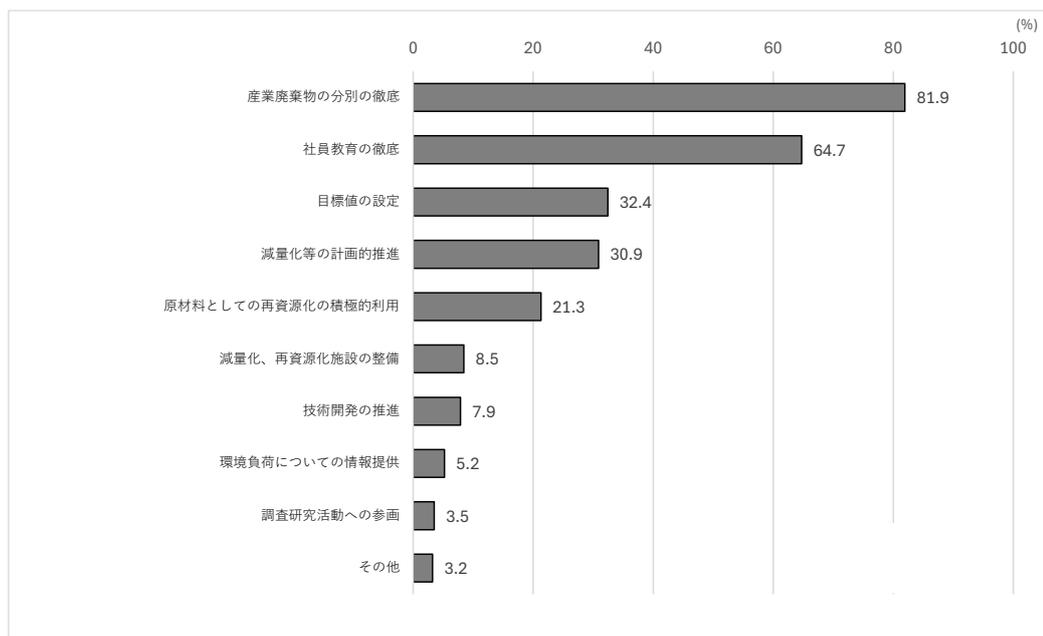
<sup>9</sup> 令和6年度長野県産業廃棄物実態調査「産業廃棄物に関する意識調査結果」 回答件数1,465件

<sup>10</sup> 使用後の製品回収や再資源化の費用を製品コストとして生産者に負担させる考え方。製品に加わったコスト削減のため、生産者に環境負荷が少なく再利用できる製品の開発や普及を促し、発生抑制や再資源化を進めるもの。製品の使用が終わった後まで生産者責任を拡大するので拡大生産者責任と呼ばれている。

<sup>11</sup> 事業者がその運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定する国際標準化機構の環境マネジメントシステム（ISO14001）やエコアクション21、エコステージ、KES（環境マネジメントシステム・スタンダード）、地域版環境プログラム（南信州いいむす21等）

る事業所が 78.6%、「実施意義と効果に満足、今後も継続」とする事業所が 84.6%となっており、認証取得後の効果は高くなっています。

- ・令和 6 年度は、県内（中核市を除く。）の多量排出事業者<sup>12</sup>及び準多量排出事業者<sup>13</sup>から 518 件（排出量：312 万 8 千トン、県の総排出量の約 7 割）の処理計画が提出されています。
- ・リデュースの更なる推進のため、排出事業者による自主的な取組の促進、環境マネジメントシステム導入の普及啓発等に引き続き取り組む必要があります。

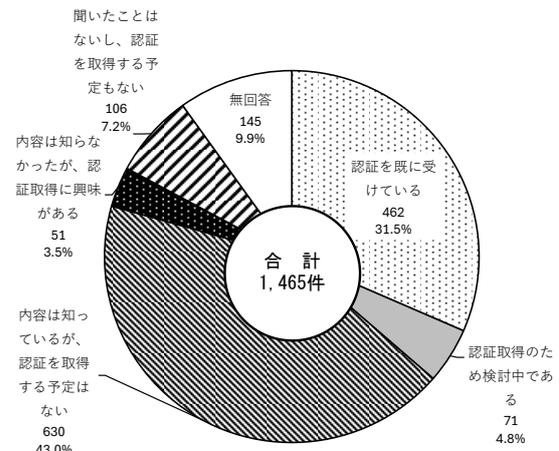
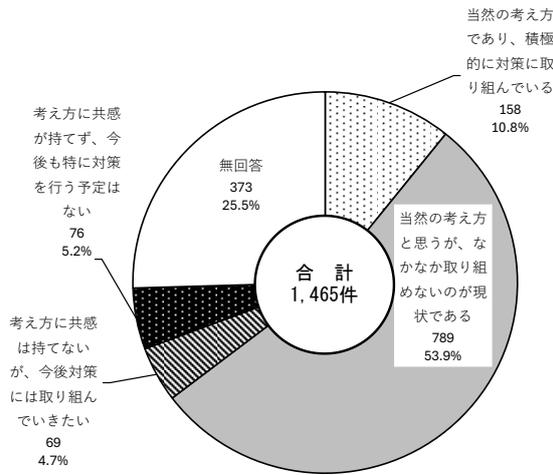


（長野県産業廃棄物実態調査）

図 4-2-1 減量化・再資源化・再利用を推進するための取組内容

<sup>12</sup> 廃棄物処理法では、産業廃棄物の排出量が年 1 千 t 以上（特別管理産業廃棄物は年 50t 以上）ある多量排出事業者に対して、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（処理計画）及び処理計画の実施の状況（実施状況）を都道府県等に提出することを義務付けている。

<sup>13</sup> 平成 21 年度から長野県の「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に基づき、前年度の産業廃棄物の発生量が 500t 以上 1,000t 未満の排出事業者は、「準多量排出事業者」として、処理計画を提出することが義務付けられている。



(長野県産業廃棄物実態調査)

図 4-2-2 拡大生産者責任に対する取組状況について

図 4-2-3 EMS の認証状況等

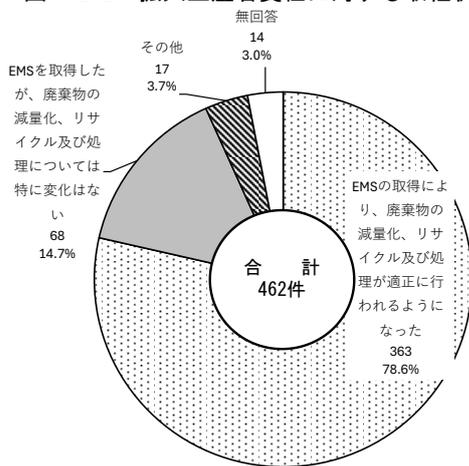
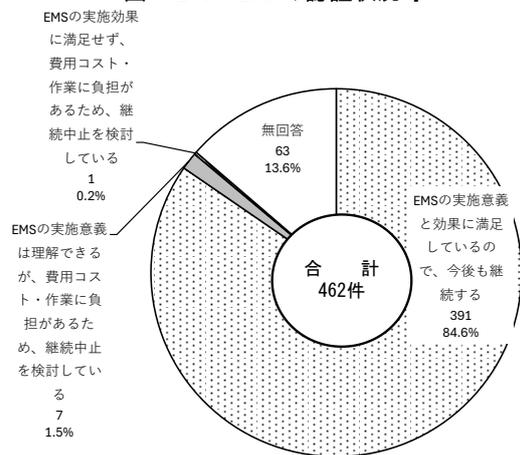


図 4-2-4 EMS 取得後の効果



(長野県産業廃棄物実態調査)

図 4-2-5 EMS の満足度

表 4-2-1 処理計画等の提出件数及び排出量の推移

区分		R3 年度 実施状況	R4 年度 実施状況	R5 年度 実施状況	R6 年度 処理計画
産業廃棄物	提出件数 (件)	428	421	457	445
	排出量 (千 t)	3,149	3,154	3,092	3,090
特別管理 産業廃棄物	提出件数 (件)	66	67	75	73
	排出量 (千 t)	29	29	27	38

(資源循環推進課)

(2) 施策の展開

ア 排出事業者の自主的な発生抑制

(7) 多量排出事業者及び準多量排出事業者の廃棄物の処理計画

- ・多量・準多量排出事業者制度の周知に努めるとともに、処理計画の策定・実施についての適切な運用を通して、排出事業者における発生抑制などの計画的な取

組を支援します。

- ・提出された処理計画及び実施状況をもとに、年度ごとの排出量の推移や業種別の排出状況の傾向などの分析を進め、排出事業者の減量化に向けた取組に対し、効果的な情報提供を行うなどの支援に努めます。

#### (イ) 長野県 SDGs 推進企業登録制度

- ・企業活動を通じて SDGs の達成に取り組む県内企業等を登録・PR する当該制度において、産業廃棄物のリデュース等に取り組む企業に対して、オリジナルの登録マークの提供やホームページ等による公表を通じて支援します。

#### (ウ) 排出事業者向けの研修会等の開催

- ・廃棄物の発生抑制等に関する研修会等の開催により、排出事業者による 4 R、拡大生産者責任などに関する取組を支援します。

### イ 発生抑制に繋がる製品開発等への支援

- ・ものづくり企業が率先して取り組む資源循環に配慮した製品の設計、製造技術や材料の開発等に対して支援を行います。
- ・長野県工業技術総合センターにおいては、排出事業者に対して低環境負荷製造技術の開発等の支援を行います。

### ウ 環境マネジメントシステムの導入

- ・産業廃棄物の循環利用を推進し、環境負荷を低減するため、関係団体と連携しながら、事業者の環境マネジメントシステムの導入について普及啓発を行います。
- ・信州企業評価項目の加点及び経営事項審査での評価<sup>14</sup>についての周知を図り、環境マネジメントシステムの導入を促します。

### エ 空き家等の有効活用

- ・中古住宅の所有者への住宅診断の補助制度等により空き家等の既存住宅ストックの有効活用を促進し、廃棄物の発生抑制を図ります。

---

<sup>14</sup> 環境マネジメントシステム導入に向けた経済的インセンティブとして、建設工事の入札参加資格の区分を行う資格総合点数の「信州企業評価項目」において、環境マネジメントシステムを導入している県内に本店を有する建設業者に対し、加点をしている。また、「経営事項審査」において ISO14001 が評価対象となっている。

## 第3節 使用済み製品の再使用（リユース）の推進

リデュースに向けた取組を実施した上で、購入等した「もの」は、できるだけ廃棄物として排出しないように長く使い続けることが大切です。

リユースとは、一度使用された「もの」を再び使用することであり、形状をそのまま使用するため、リサイクルに比べ、一般的に新たなエネルギー消費や資源の投入が少ないとされています。

製品や素材等の適切な長期利用やリユースを推進して循環の輪を広げ、太くすることは、廃棄物の減量化とともに循環経済への移行を促進します。

### 1 現状と課題

- ・県民一人ひとりができる取組として、使えるものはなるべく長く使うといった家庭における取組のほか、リサイクルショップ等を利用して不要品を売却する方法もあります。近年は、気軽に利用可能なフリマアプリの普及やリペアカフェの広がりなどもあり、リユースの裾野は広がりつつあります。
- ・県内各地ではリユースイベントやフリーマーケットが開催され、衣類・古布を回収している市町村（令和7年11月時点で66市町村が実施）やリサイクルプラザ等において不要品の交換に取り組んでいる市町村があります。
- ・消費者のライフスタイルの転換や事業者の行動変容につなげ、使用済み製品の循環的利用の拡大を図るため、各主体によるリユースの普及啓発を進める必要があります。

### 2 施策の展開

- ・市町村が開催するリユースイベント等について、市町村と連携した広報を行います。
- ・先進事例を収集し、市町村へ情報提供することでリユースの取組を促進します。

### 3 各主体の取組

各主体においても、積極的にリユースを推進することが望まれます。

具体的には、以下のような取組が想定されます。

#### （例）県民の取組

- ・なるべく廃棄せず、修理（リペア）をしたり、リペアショップ等を活用したりするなど、可能な限り長く使う。
- ・不要になったものは、リユースイベントやフリーマーケット、リユースショップ、フリマアプリ、リペアカフェ、市町村による回収等を活用し、なるべく廃棄物にしない。
- ・必要なものは、使用済み製品の購入を積極的に検討する。

#### （例）事業者の取組

- ・自社製品を回収し、再利用させる循環システムを構築する。
- ・消費者がリユースしやすい製品開発、システムを研究・構築する。

- ・組織内での不要品譲渡を励行し再利用する。
- ・ライフサイクルアセスメント<sup>15</sup>の手法を用い、環境負荷が少ない製品（長く使えるもの等）の開発を行う。

**(例) 市町村の取組**

- ・リユースイベントやフリーマーケット、不要品の交換制度など、住民に対してリユースを促す機会を積極的に提供する。
- ・リユース事業者と連携し、住民が不要品をリユースする機会を増やす。
- ・粗大ごみからリユース品を選別し、事業者に販売したり、希望する住民に販売、譲渡する。

**◎コラム リユースとは“エコ”で“お得”なモノの使い方です**

Q リユースすると、どんな良いことがあるの？

A もちろん、売ればお金（収入）になります。  
他にも、社会にとってこんなに良いことがあります！

- ・製品の使用年数が延び、ごみを減らせます
- ・製品の廃棄等にかかる温室効果ガスの排出を減らせます
- ・身近なバザー等で交換、販売すれば、地域の交流の輪が広がります。

Q リユースにはどのような方法があるの？

A リユースには、例えば次のような方法があります。  
まずは、身近で手軽な方法から参加してみましょう。

**フリマアプリで参加**

スマホ一つで、気軽に出品・購入が可能！



**市町村の取組に参加**

市町村がリユース品を回収・販売する例も増えています！市町村のHPを確認！



**交換イベントに参加**

近くのフリーマーケットに立ち寄ったり、出店してみても？



**リユースショップを利用**

お住いの近くに店舗があるかも！



(環境省 HP から引用)

<sup>15</sup> 製品やサービスのライフサイクルを通じた環境への影響を評価する手法（出典：環境省ホームページ）  
(<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/lca/index.html>)

### ◎コラム | 自治体でもフリマアプリを活用したリユースが行われています

大町市、中野市、伊那市では、循環型社会の形成やリユースの推進、不要品の処分にかかる経費の削減を目的として、庁内で不要になった物品を株式会社メルカリが運営する「メルカリ Shops」で販売しています。

-メルカリ Shops はこちら👉-

<https://jp.mercari.com/shops>



### ◎コラム | 長野県は学校給食用牛乳びんの使用率が全国トップです

牛乳びん、ビールびん、一升びんなどのリターナブル容器は、使用後に返却、洗浄、詰替えすることによって、何度も繰り返し使用できる容器です。中でも、長野県における学校給食用牛乳びんの使用率は90.7%※と、全国平均の4.7%を大きく上回り、全国トップです。

リターナブル容器は、重量があるため輸送等に伴う環境負荷がかかる一方、回収率を高めて繰り返し使用することで、使い捨て容器の削減や製造時のエネルギー消費の抑制にもつながるため、廃棄物の発生抑制だけでなく、環境全体への負荷を軽減することができます。

※令和6年度学校給食用牛乳供給事業概況



## 第4節 適正な再生利用（リサイクル）の推進

前述したリデュース、リユースに取り組んだ上で、リサイクルに向けた取組を実施することが重要です。

廃棄物の資源としての循環的利用、そしてその資源を用いた製品等を社会経済的に定着させていくことは、循環経済への移行を促進します。

ただし、リサイクルには新たに多くの資源やエネルギーを要する場合があることから、環境への負荷を勘案しながら取り組むことが必要です。

### 1 現状と課題

- ・近年、生ごみ、ペットボトル、古紙、廃食用油、衣類・古布等のリサイクルなど、県民、市町村、NPO（市民活動団体）、学校、企業等により、様々なリサイクルの取組が行われています。
- ・一般廃棄物の分野においては、世論調査「環境と暮らし 2025」によると、環境のためになること（環境に配慮した暮らし）の行動として実行しているものとして、80.5%の方が「ごみの分別やリサイクルを心がけている」を挙げており、県民の意識の高さがうかがえます。
- ・産業廃棄物の分野においては、再生利用量の割合は増加傾向にあります。なお、長野県産業廃棄物実態調査による現状は、第2章第1節2(5)のとおりです。
- ・太陽光発電設備は、2012年の固定価格買取制度（FIT制度）の開始以降、加速度的に増えてきましたが、太陽光パネルの耐用年数は約20～30年とされており、2030年代後半以降、使用済太陽光パネルが大量に排出されることが予想されています。
- ・プラスチックやレアメタル等の資源について効率的・循環的利用を促進するため、各種リサイクル法等の推進を図るとともに、住民・事業者による適切な分別排出や自主的なリサイクルの取組を推進する必要があります。また、製品の製造段階における再生材の利用拡大・安定供給の観点から、製造業・小売業等を担う事業者と廃棄物処理・リサイクル業等を担う事業者の動静脈連携の促進に取り組む必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 各種リサイクル法等の推進

循環経済への移行を進め、循環型社会を形成するため、事業者、県民、行政（国、都道府県、市町村）がそれぞれの役割の下にリサイクルを推進します。

#### ア 容器包装廃棄物のリサイクル（容器包装リサイクル法）

- ・長野県分別収集促進計画に基づき容器包装廃棄物の分別収集を推進します。

県では、第 11 期長野県分別収集促進計画（令和 8～12 年度）を策定し、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう以下のような取組を実施しています。

- ① 「信州プラスチックスマート運動」や「簡易包装プロモート事業」等の推進を通じた分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項（普及啓発）
- ② 「一般廃棄物処理実務セミナー」、「廃棄物行政に係る市町村等新任担当職員研修会」等の開催を通じた市町村相互間の分別収集に関する情報交換の促進に関する事項（市町村等との情報交換）

#### イ プラスチック製品のリサイクル（プラスチック資源循環促進法）

- ・市町村のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の取組を促すため、研修会・セミナー等において、先行事例を紹介するなど、積極的な支援を実施します。
- ・市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別基準を策定し、適正に分別排出されるよう周知に努めるものとします。

#### ウ 使用済みの家電製品のリサイクル（家電リサイクル法）

- ・消費者が対象品目を廃棄物として排出するに当たって、定められたリサイクル料金を支払い、その再商品化が適正に推進されるよう制度の周知を図り、普及促進に努めます。
- ・市町村は、地域の実情を踏まえ、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器に係る廃棄物についての回収体制の整備に努めるものとします。

県内では、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器に係る廃棄物についての回収体制を構築している市町村の数は 73 市町村（令和 6 年度実績）となっています。

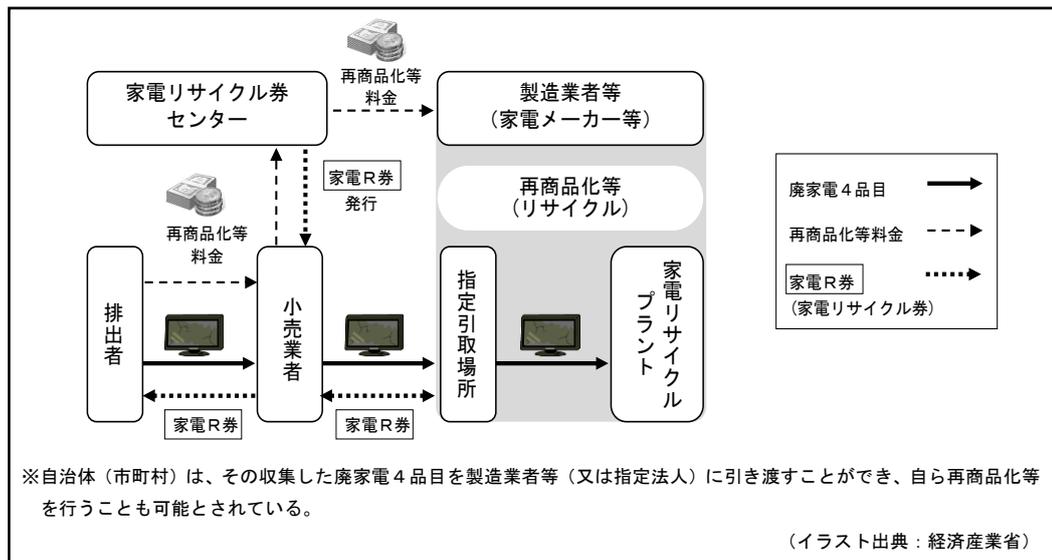


図 4-4-1 家電リサイクル法の仕組み

## エ 食品廃棄物のリサイクル（食品リサイクル法）

- ・事業者等の食品廃棄物のリサイクルの取組が促進されるよう必要な情報の提供に努めます。
- ・食品関連事業者は、食品廃棄物のリサイクルの推進に努めるものとします。

食品廃棄物のリサイクルは食品製造業においては進んでいますが、外食産業においては進んでいません。

食品廃棄物の排出量が年間 100 トン以上の食品関連事業者には定期報告義務があります。

表 4-4-1 食品循環資源の再生利用等実施率の令和 11 年度業種別目標設定及び令和 5 年度実績

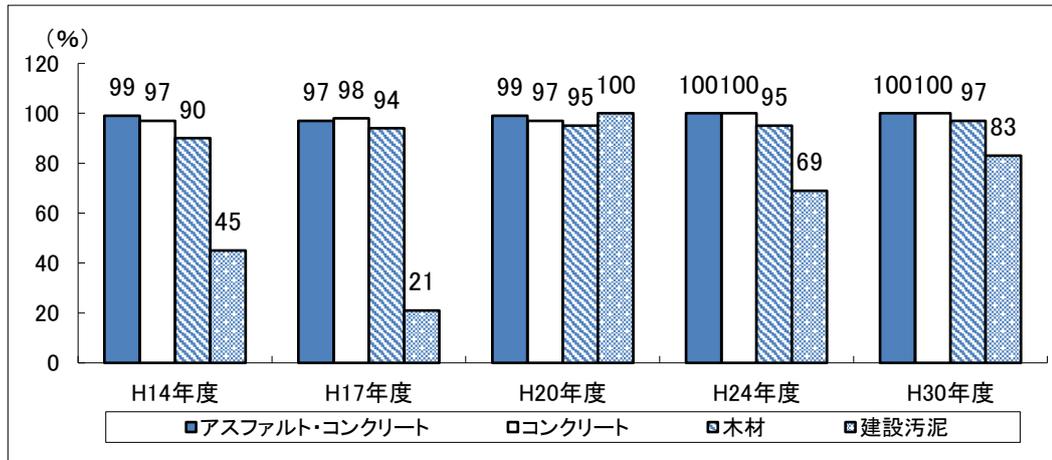
業種	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
目標	95%	75%	65%	50%
実績	97%	61%	63%	34%

(出典：農林水産省)

## オ 建設系廃棄物のリサイクル（建設リサイクル法）

- ・建設廃棄物が適切にリサイクルされるよう制度の周知を図り、普及促進に努めます。
- ・環境所管部局及び建設所管部局によるパトロールを行い、「長野県建設リサイクル推進指針」に基づき、建設廃棄物の適正な処理に関して助言、指導等を行います。

建設系廃棄物全般にわたり、高い再資源化率となっています。



(建設副産物実態調査 (国土交通省))

図 4-4-2 建設系廃棄物の再資源化率

#### カ 使用済みの自動車のリサイクル (自動車リサイクル法)

- ・使用済自動車が適切にリサイクルされるよう、業界団体を通じて制度の周知を図るとともに、厳正かつ適切な関連事業者の登録・許可事務を行います。

令和5年度末時点で、引取業の登録者数は942者、フロン類回収業の登録者数は142者となっています。

全国的にエアバッグ類及びシュレッダーダストの再資源化率は目標値を上回っており再資源化への取組が進んでいます。シュレッダーダストの再資源化率の目標値は平成27年度に70%に引き上げられたところですが、令和5年度の時点で再資源化率は96%に達しています。

表 4-4-2 長野県の登録事業者数と許可業者数 (令和6年3月)

区分	業の区分	業者数		
			長野県	中核市
登録	引取業	942	701	241
	フロン類回収業	142	95	47
許可	解体業	71	54	17
	破碎業	31	22	9

(資源循環推進課)

表 4-4-3 再資源化目標達成状況の推移（全国）（単位：％）

品目		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
エアバッグ類	実績	94.6	95.4	95.1	95.3	96.9
	目標値	85				
シュレッダー ダスト	実績	96.3	96.8	96.4	96.6	96.7
	目標値	70				

※メーカーごとの集計のため、都道府県単位の実績値は不明

（出典：公益財団法人自動車リサイクル促進センター）

#### キ 使用済小型家電のリサイクル（小型家電リサイクル法）

- ・市町村ごとに異なる実情を踏まえ、回収体制の整備に資する情報提供に努めます。
- ・市町村は、地域の実情を踏まえ、使用済小型家電についての回収体制の整備に努めるものとします。
- ・GIGAスクール構想の下で整備された端末はリユースを推進した上で、使用済端末には、レアメタル等の有用な金属が多く含まれていることから、当該端末の適正な再資源化を推進します。

県内では、小型家電リサイクル法の使用済小型家電等の再生のための回収を行っている市町村の割合は71.4%（令和5年度実績）となっています。

#### ク 小型二次電池、パソコンのリサイクル（資源有効利用促進法）

- ・使用済リチウムイオン電池等の分別・回収方法等に関する市町村への情報提供、技術的助言等を行うとともに、適切な排出方法について、国、市町村等と連携して住民への周知啓発を行います。
- ・使用済リチウムイオン電池等の製造事業者等による自主回収・リサイクルシステムの構築に関して、国への要望を実施します。
- ・使用済パソコン等が適正に処理されるよう制度の周知を図ります。

令和5年度のパソコンの回収量は33万7千台、小型二次電池の回収量は2,412トンとなっています。

表 4-4-4 パソコン（事業系と家庭系の合計）及び小型二次電池回収量の推移（全国）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
パソコン（千台） ※事業系と家庭系の合計	448	457	415	311	337
小型二次電池回収量（t）	2,051	2,636	2,598	2,572	2,412

※パソコンの回収実績には、製品リユースのための回収実績を含む。

※パソコンは「小型家電リサイクル法」（平成 25 年 4 月施行）においても回収されています。

（経済産業省 HP「資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について（パソコン・小形二次電池）」

<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/statistics/index.html>）

## (2) 太陽光パネルのリサイクル

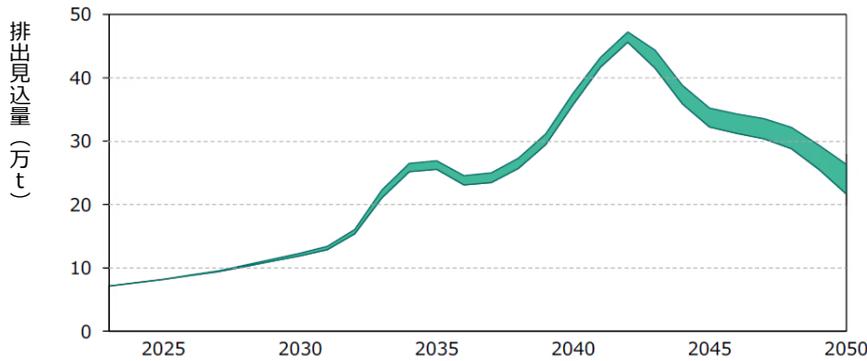
- ・太陽光発電設備は、2012 年の固定価格買取制度（FIT 制度）の開始以降、加速度的に増えてきましたが、太陽光パネルの耐用年数は約 20～30 年とされており、2030 年代後半以降、使用済太陽光パネルが大量に排出されることが予想されています。
- ・令和 2 年 6 月に改正された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、令和 4 年 7 月から 10kW 以上の太陽光発電事業者に太陽光パネル廃棄等費用の外部積立が義務付けられ、また、国においては、使用済太陽光パネルの大量排出を見据えてそのリサイクルを推進するため、リサイクル設備導入補助事業を実施しているほか、リサイクル推進法の検討を進めています。
- ・県では、令和 6 年 4 月に施行した「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」に基づき、10kW 以上の地上設置型太陽光発電事業者に、太陽光パネルの適正な廃棄方法等を記載した維持管理計画の作成・公表を義務付けています。
- ・使用済太陽光パネルのリサイクルについては、民間事業者による処理体制及び処理技術の確立が重要であり、関係団体と連携し、処理技術等に関する情報の収集・共有を図る必要があります。
- ・使用済太陽光パネルのリサイクルを促進するため、廃棄物処理業者に対して使用済太陽光パネルのリサイクル技術及び国のリサイクル設備導入補助事業等に関する情報の提供を行います。また、リサイクルの推進について実効性のある措置が講じられるよう国に要望するとともに、国における使用済太陽光パネルのリサイクル推進法の運用に当たり連携協力します。

◎コラム 太陽光パネルの大量廃棄に備え、リサイクル推進法の検討が進められています

○太陽光パネルの排出量予測

使用済み太陽光パネルの排出量は、2030 年台後半から増加し、2040 年代前半のピーク時には全国で最大 50 万 t/年程度まで達すると推計されています。

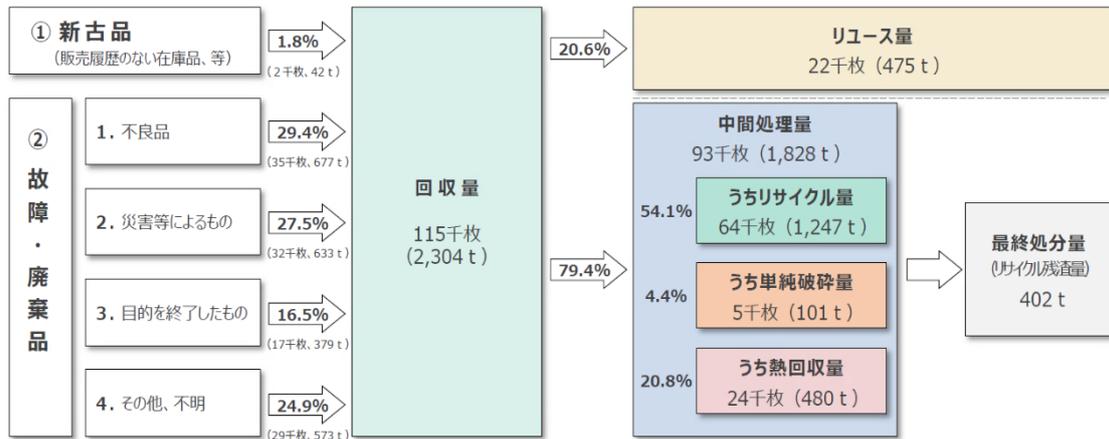
＜太陽光パネルの排出量予測＞



(出典：環境省中央環境審議会循環型社会部会資料)

○太陽電池モジュールの処理実態

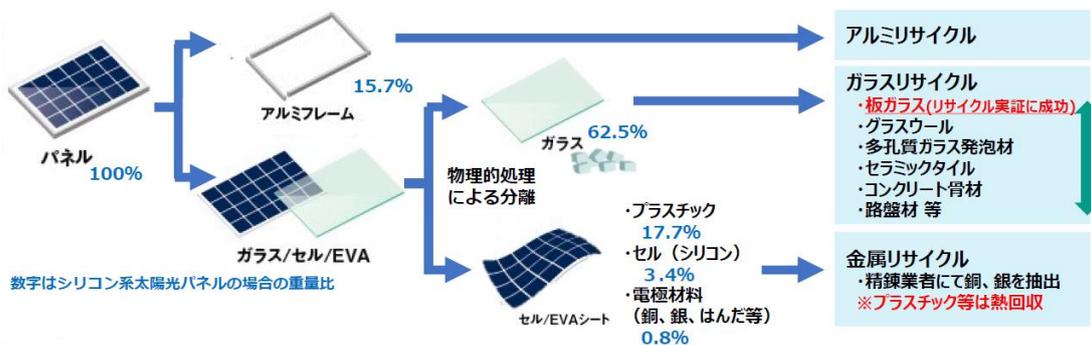
環境省が令和 4 年度に実施した太陽電池モジュールの排出要因や処理方法に係るサンプリング調査の結果、回収された太陽電池モジュールは、リユースが約 2 割、中間処理が 8 割（リサイクルは全体の約 5 割）を占めています。



(出典：第 1 回産業構想審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会 循環型社会部会 太陽光発電設備リサイクル制度小委員会合同会議資料)

### ○太陽光パネルの高度なりサイクルフロー

太陽光パネルは、フレームやカバーガラスなどを物理的に分離し、アルミ、ガラス、金属といった素材ごとにリサイクルされていますが、重量の約6割を占めるガラスのリサイクルや、プラスチック・シリコンの材料リサイクルを促進していくことが課題です。



(出典：第9回産業構想審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会 循環型社会部会 太陽光発電設備リサイクル制度小委員会合同会議資料)

### ○国による太陽光パネルのリサイクル推進法の検討

中央環境審議会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会において、令和6年9月から以下の項目に関する検討が行われ、令和7年3月に「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」がまとめられました。これを基に、リサイクル推進法の検討が行われています。

#### <<「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」の主な内容>>

- ✓ 制度の対象
- ✓ 発電設備の放置・不法投棄への対応
- ✓ リサイクルの実施体制の構築及びリサイクルの高度化
- ✓ 費用負担の考え方
- ✓ 型式・含有物質、取外し・引取り・再資源化等の情報に関する措置

### (3) 適切な分別排出の推進

- ・県民に対して、市町村のルールに則った分別排出を促すため、信州プラスチックスマート運動の「分別して回収」を呼び掛けます。
- ・事業者に対して、適切な分別排出を呼び掛けます。
- ・市町村に対して、地域の実情に応じた方法による分別収集やごみ収集カレンダー、ごみ排出の手引き、ごみ分別アプリ等を活用した住民への適切な分別排出の周知に関する先進事例の紹介等の情報提供を行い、課題等について市町村とともに研究します。

#### (4) 自主的なリサイクルの推進

##### ア 信州リサイクル製品の普及

- ・信州リサイクル製品認定制度は、主として県内で発生した循環資源を利用して県内の事業所で製造加工された製品のうち、品質や安全性などの基準を満たす製品を県と民間団体で構成する信州リサイクル製品普及拡大協議会が認定する制度です。
- ・公共工事の発注に当たって、県ではモデル事業として信州リサイクル製品を使用する工事を選定してその利用に努めています。
- ・認定製品数は、令和7年3月末現在78製品（リサイクル製品9、リサイクル資材69）となっています。
- ・認定製品を増やし、県等の公共工事での利用のほか、市町村及び民間での利用促進を図る必要があります。
- ・認定された製品を長野県ホームページ等で公表し、製品のPRを行うことにより、広く県民や事業者等へその利用を促すとともに、引き続き公共工事だけではなく民間工事での利用を促進します。

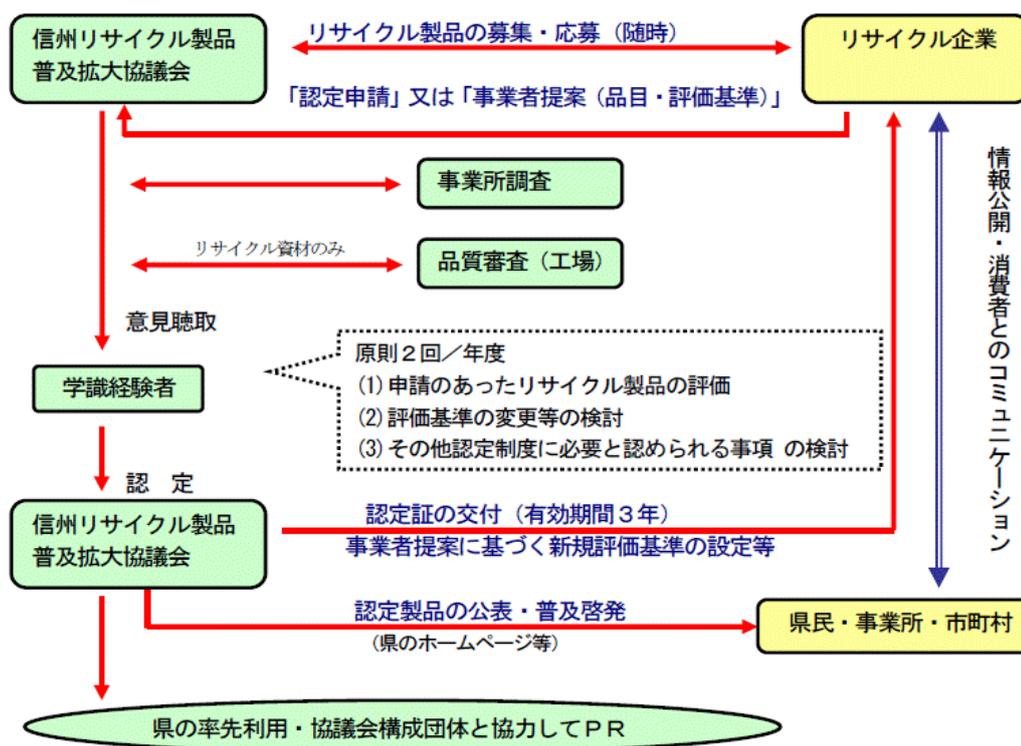


図 4-4-3 信州リサイクル製品の認定までの流れ



<信州リサイクル製品認定マーク>

信州のシンボルともいえるアルプスと、円の形の矢印でリサイクルを表現しています。

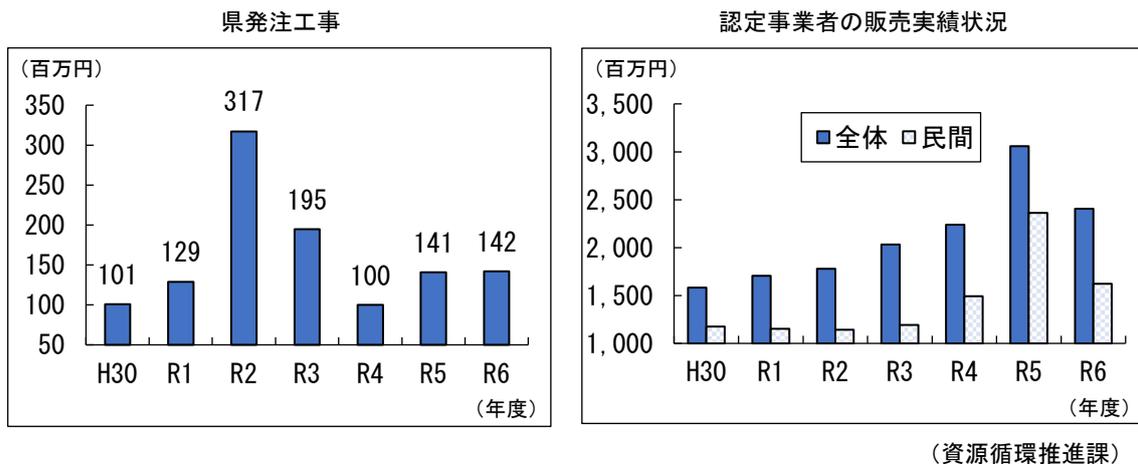


図 4-4-4 信州リサイクル製品の使用実績

### イ 各種リサイクルの取組の促進

- 近年、衣類、ステンレスボトル、カーテンなど各種リサイクル法の対象外製品についても、民間事業者や市町村において回収ボックスを設置して分別回収する取組が広がってきています。こうした製品のリサイクルについて広報啓発を行うほか、製造事業者等に回収ボックスの設置を呼び掛けます。
- 使用済みインクカートリッジを回収するため、プリンターメーカー4社が「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」を展開しており、県内の回収拠点は、県庁や10合同庁舎、市町村、郵便局など約270か所にのぼります。ホームページ、広報誌、イベント等において、インクカートリッジ里帰りプロジェクトについて周知を図り、回収量の拡大に努めます。

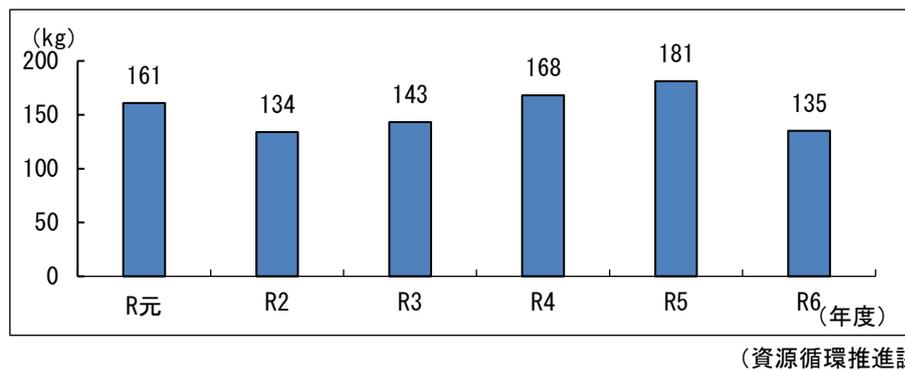


図 4-4-5 県機関の回収実績

- 下水汚泥肥料「アクアピア1号」の利用・普及に向けた効果検証試験を進め、下水汚泥の有効活用を図ります。
- 生ごみからの堆肥を緑化活動につなげるなど身近なところから取組を広げ、将来的な食品リサイクルループ構築の土台作りをします。
- 県有施設に自動販売機を導入する場合は、1台に1個の割合で回収ボックスを設置

するなど、使用済み容器が適切に回収・リサイクルされるよう努めます。

- ・廃棄物処理業者に対して、先進的な資源循環技術・設備等に関する情報の提供を行います。

#### ウ 動静脈連携の促進

- ・動脈産業（製造等事業者）と静脈産業（廃棄物処理事業者）の事業者間の交流機会を設定し連携機会を創出することで、再生材の利用拡大や製品開発の効率化につなげます。

#### ◎コラム 使用済み紙おむつを燃料用ペレットにリサイクル

上田市では、民間企業と連携し、保育施設から回収した使用済み紙おむつを燃料用ペレットへのリサイクル化に向けた実証実験を行っています。また、燃焼試験費用の補助や臭気対策袋の導入試験を通じて、保育施設に限らず、病院や福祉施設から出る紙おむつを再資源化する体制を構築し、地域内循環を目指したモデル構築に取り組んでいます。



燃料用ペレット  
(写真提供：上田市)

## 第5節 代替素材への転換（リプレイス）の推進

海洋プラスチック問題や気候変動が大きな社会問題となっている中、それらの解決に向けて引き続き3Rに取り組むことはもちろん、使い捨てプラスチック製品等から代替素材への転換（再生利用可能な素材、植物由来のバイオマスプラスチック等の導入）を図り、より持続可能性を高めていくことが重要です。

また、令和2年10月に施行された長野県脱炭素社会づくり条例（通称：ゼロカーボン条例）においても、持続可能な脱炭素社会の実現に向けてプラスチックの資源循環を推進することとしており、取組を加速していくことが求められています。

### 1 現状と課題

- ・現在、世界では不適切な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されており、2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出されることが予測されています。
- ・日本は、プラスチックの容器包装廃棄量（1人当たり）が世界で2番目に多く（2018年国連環境計画）、また、リサイクルに適さない汚れたプラスチックの輸出入規制により廃プラスチックの国外への輸出が減少していることから、一層の国内資源循環が求められています。
- ・国のプラスチック資源循環戦略では2030年までに再生利用を倍増、2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入する目標を立てています。
- ・資源を持続可能な形で効率的・循環的に有効利用するため、石油由来の使い捨てプラスチックから再生利用可能な素材や植物由来素材等を使った製品への切り替えを推進する必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 信州プラスチックスマート運動の推進

##### ア 県民への呼び掛け

- ・再生利用可能な素材や植物由来素材等を使用した製品を「意識して選択」し、マイバッグやマイボトルの持参など身の回りの使い捨て製品から「少しずつ転換」することやリプレイス実践のための具体的行動（例：長野県版エシカル消費の実践等）を県民に呼びかけます。

##### イ 協力事業者制度

- ・生分解性プラスチックやバイオマスプラスチック等の導入に取り組む事業者・団体等を登録し、その活動を「長野県魅力発信ブログエコすた（Eco Style）信州！」等で広く紹介するとともに、循環型社会形成推進功労者表彰により、顕著な実績を上げている事業者・団体等を表彰します。

## ウ 自治体での導入促進

- ・公共調達においてプラスチック代替製品の活用を進めます。
- ・可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについて、バイオマスプラスチックの導入が進むよう、市町村等への技術的助言を行います。

## (2) 代替素材を使用した製品の開発・普及の促進

- ・信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）において「石油由来製品を環境に優しい素材や製品に転換することに係る研究開発・事業展開を行う者」の事業展開を支援します。
- ・県内ものづくり企業による環境に配慮した製品開発等を支援する体制を構築し、大学等の技術シーズと県内ものづくり企業の加工技術をマッチングして、環境負荷低減や競争力強化につながる製品開発プロジェクトを組成、推進します。
- ・身の周りのものをプラスチック製等の木材以外の素材から木製（県産材）へ転換する取組について、普及啓発に努めます。
- ・自然環境下で分解可能な素材でつくられた生分解性マルチの耐久性等の試験研究を行います。

## 3 各主体の取組

各主体においても、積極的にリプレイスの取組を推進することが望まれます。

具体的には、以下のような取組が想定されます。

### (例) 県民の取組

- ・再生利用可能な素材や植物由来素材などを使用した製品を「意識して選択」し、マイバッグやマイボトルの持参など、身の回りの使い捨て製品から「少しずつ転換」する。

### (例) 事業者の取組

- ・レジ袋、宿泊施設のアメニティ等にバイオマスプラスチックを使用する。
- ・環境に配慮した素材や製品の開発、研究する。

### (例) 市町村の取組

- ・可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについて、バイオマスプラスチックを導入する。

## ◎コラム 県産材製品の利用拡大に向けた取組

県では、県産材の利用拡大に向けた取組として、「信州ウッドコーディネーター」の派遣を行っています。

信州ウッドコーディネーターは、県産材製品の普及啓発や、市場ニーズの把握、都市部自治体等への販路開拓、商談の場の創出、製品企画提案等に加えて、県内木材加工事業者の連携体制構築の支援（水平・垂直連携）など、県産材の利用拡大に関することに幅広く取り組んでいます。



県産材製品の普及啓発の状況

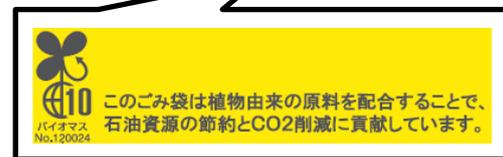


身近な県産材製品事例  
(ウッドパイロン)

## ◎コラム 自治体でのバイオマスプラスチック等への転換例

飯田市では、可燃用指定ごみ袋のように一義的に燃やさざるを得ないごみ袋にバイオマスプラスチック（原料に植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材）を一部使用しています。

また、その他の自治体でも、生ごみの指定袋に生分解性プラスチック（微生物などの働きによって分解し、最終的にCO<sub>2</sub>と水にまで変化するプラスチック）を採用し、袋ごと堆肥化している例もあり、化石燃料由来プラスチックからの転換を進めています。



(飯田市可燃用指定ごみ袋)

◎コラム 「えこすた信州！」で長野県の4R等の情報を発信しています

「えこすた信州！」は、長野県における4Rの推進やエコスタイルの実践に役立つ情報を発信するブログです。

このブログでは、「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店や信州プラスチックスマート運動の協力事業者の取組情報を掲載しているほか、信州リサイクル製品の認定、県内市町村で開催されるイベント等の情報を掲載していますので、是非ご覧ください。



[\(https://blog.nagano-ken.jp/recycle/\)](https://blog.nagano-ken.jp/recycle/)



## 第6節 食品ロス削減の推進

この節では食品ロス削減推進計画において行政、消費者、事業者それぞれが主体となって取り組む施策を再掲するとともに、県で進める取組についてまとめます。

### 1 現状と課題

- ・現在、日本の食料自給率（カロリーベース）は38%（令和5年度）で、海外からの食料輸入に大きく頼っている一方、まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。
- ・平成27年には、国際連合総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2030年までに食料の損失・廃棄を削減させることが掲げられるなど、食品ロス削減は国際的にも重要な課題となっています。
- ・このような状況の下、この課題に取り組むため、令和元年5月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが定められました。
- ・日本の食品ロス発生量は令和4年度推計においては事業系の削減目標（2000年度比で2030年度までに50%削減）を達成するなど堅調に減少しつつあり、令和7年3月には国において新たな削減目標<sup>16</sup>（2000年度比で2030年度までに、家庭系食品ロスは50%削減の早期達成、事業系食品ロスは60%削減）が掲げられました。
- ・県内の食品ロス発生量は、令和5年度推計においては約6万トンであり、令和元年度から約20%（約1万5千トン）減少しています。
- ・食品ロスを削減していくためには、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において各主体が協働のもと、社会全体の課題として、これまで以上に食品を無駄にしない意識を醸成し、食品ロスの削減に向けた行動を実践していくことが不可欠です。
- ・環境や社会に配慮した「エシカル消費」や、健全な食生活を実践することができる人を育てる「食育」等、様々な側面から食品ロスの削減を推進していくことも重要となります。

### 2 施策の展開

#### (1) 食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～

##### ア 食品ロス削減に取り組む店舗等の拡大、取組の強化促進

- ・「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店の登録店舗数を増やします。
- ・「残さず食べよう！30・10運動」の呼び掛け、メニュー表へのグラム数表示、食べ残りの推進等、登録店舗や飲食店における食品ロス削減に向けた取組の強化を促します。

<sup>16</sup> 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

す。

### <協力店登録制度>

小盛りメニューの導入、持ち帰り希望者への対応、ばら売り・量り売り、食品ロスを減らすための呼び掛け等の取組を1つ以上実践している事業者を協力店として登録しています。

令和7年3月末現在店舗 994店舗

(飲食店：680、小売店：208、宿泊施設：106)



### イ 食べ残しの円滑な持ち帰りの推進

- ・令和6年12月に国が策定した「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」を参考に、消費者が食べ残しを持ち帰る際の民事上・食品衛生上の留意事項を事業者へ周知します。
- ・食べ残しを持ち帰る際及び持ち帰った後の食品の管理について消費者の理解と協力を促すことで、食べ残しの円滑な持ち帰りを推進します。

### ウ 外食や宴会、家庭での「残さず食べよう！30・10運動」

- ・特に食べ残しが出やすい歓送迎会シーズンの3～4月、暑気払いシーズンの7～9月、忘新年会シーズンの12～1月を重点期間とする「宴会たべきりキャンペーン」を実施し、啓発を行います。
- ・食品ロス削減に向けて家庭でできる取組について呼びかけます。

### <残さず食べよう！30・10運動>

宴会が始まった最初の30分間と最後の10分間は自分の席について料理を楽しみ、食べ残し（食品ロス）を減らす運動を実施しています。



### <家庭で実践！残さず食べよう！30・10運動>

○毎月30日は冷蔵庫クリーンアップデー

冷蔵庫の中にある賞味期限・消費期限間近な食材を使い、冷蔵庫の中を整理するよう呼び掛けています。

○毎月10日はもったいないクッキングデー

今まで捨てていた野菜の皮や茎などを使って、食材をできる限り余すことなく使い切ることを呼び掛けています。



## エ 小売業者と連携した消費期限・賞味期限間近な食品購入の呼び掛け

- ・「エシカル消費」の一環として、消費期限・賞味期限の正しい理解を促し、購入後にすぐ食べる場合には期限間近な食品から優先的に購入する「てまえどり」を呼び掛けます。

### <信州発もったいないキャンペーン>

消費者に身近な小売事業者と連携し、食品ロス予備軍である消費期限・賞味期限間近な食品の購入を促進し、食品ロスの発生抑制を図っています。



## (2) 未利用食品の有効活用の呼び掛け

### ア 県庁舎等でのフードドライブの実施等による県民、県内事業者に対する未利用食品の積極的な寄付の呼び掛け

- ・夏休み前の6～7月、食品ロス削減月間の10月、年末の11～12月をキャンペーン期間として「フードドライブ統一キャンペーン」を実施し、困窮家庭支援と同時に食品ロスの削減を呼び掛けます。

### <フードドライブ統一キャンペーン>

令和6年度において県庁・合同庁舎に寄付いただいた食品の総重量は以下のとおりです。

夏 休 み 前 : 4,238kg

食 品 ロ ス 削 減 月 間 : 5,137kg

年 末 : 8,505kg



## イ フードバンク活動のさらなる活性化

- ・県内事業者や県民に対して、フードバンク活動の認知度を向上させ、事業者と活動団体のマッチングの場を提供するなど活動を支援します。

## (3) 食品関連事業者等の取組の支援

### ア 未利用資源の利用の促進

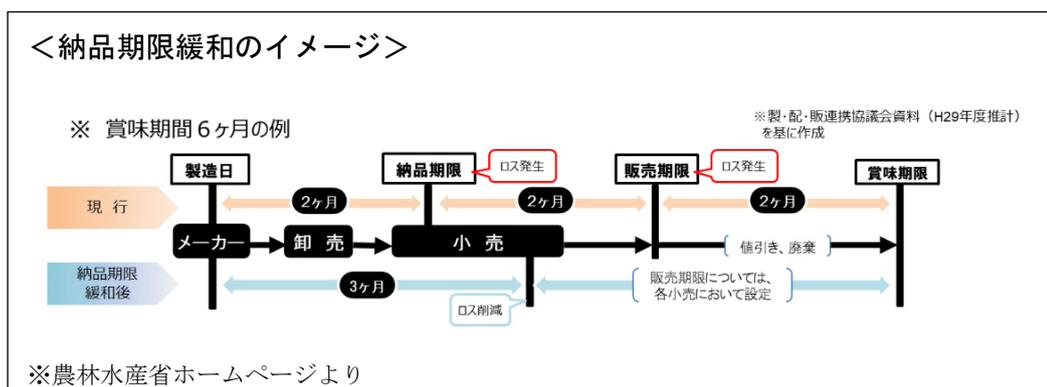
- ・規格外農産物、未売農産物（売れ残り・廃棄）など未利用資源の活用に向けて食品関連企業等と共創した循環経済やアップサイクルの取組を進めます。
- ・フードテックを活用した酒粕からの代替肉の開発など、事業者間の連携による食品ロスの削減及び新たな価値への転換を進めます。
- ・「エコフィード<sup>17</sup>」の利用拡大を図ることで、食品の製造段階で得られる副産物や食品廃棄物等の有効利用を進めます。

<sup>17</sup> 食品製造副産物等を利用して製造された畜産飼料

- ・給食の食べ残しや調理の過程で発生する野菜くずなどの飼料や肥料としての利用を進めます。

#### イ 商慣習見直し等の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進

- ・食品ロス削減のための商慣習の見直し（納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化等）等の推進に向けて、食品関連事業者に対して情報提供を行うとともに、事業者の取組に対して消費者理解が促されるよう啓発を行います。



#### (4) 食品ロスについての教育及び学習の振興

- ・子どもたちに身近な食べ残しなどの食品ロスを題材にした環境教材を作成し、県内の小学校で活用することで、環境問題に対する意識を醸成し、食品ロスを減らす行動を促します。
- ・栄養教諭等が児童生徒に対し、給食の時間等に食品ロスを通じた食育を推進するよう研修会等を通じて周知啓発を行います。
- ・「おいしい信州ふード」等を選んで消費する「しあわせバイ信州運動」を通じて、農産物のエシカル消費を発信します。
- ・「長野県食育推進計画」等との調和を図り、県が行う食育のイベント及び「地域食育フォーラム」等で食品ロスの削減について県民の学びの機会を増やすとともに、食生活に関わる地域団体との連携を強化します。

#### (5) その他

- ・食品ロスの削減に関する取組を効果的に実施するため、食品ロス発生量の推計を毎年度実施し、食品ロスの内容、発生要因等を分析します。
- ・地域の特性に応じた食品ロスの削減に資する取組を充実させるため、市町村における食品ロス削減推進計画の策定を支援します。
- ・食品ロスの削減に資する先進的な取組や優良事例等に関する情報を収集し、県民・事業者・市町村等に対し県ホームページや公式 LINE 等により広く情報を発信します。

- 国の「食品ロス削減推進サポーター制度<sup>18</sup>」について、市町村等と連携して制度の普及促進を図るとともに、サポーターを活用して地域に根差した周知啓発を行います。

以上の取組を生産から消費までの各段階にまとめると以下ようになります。

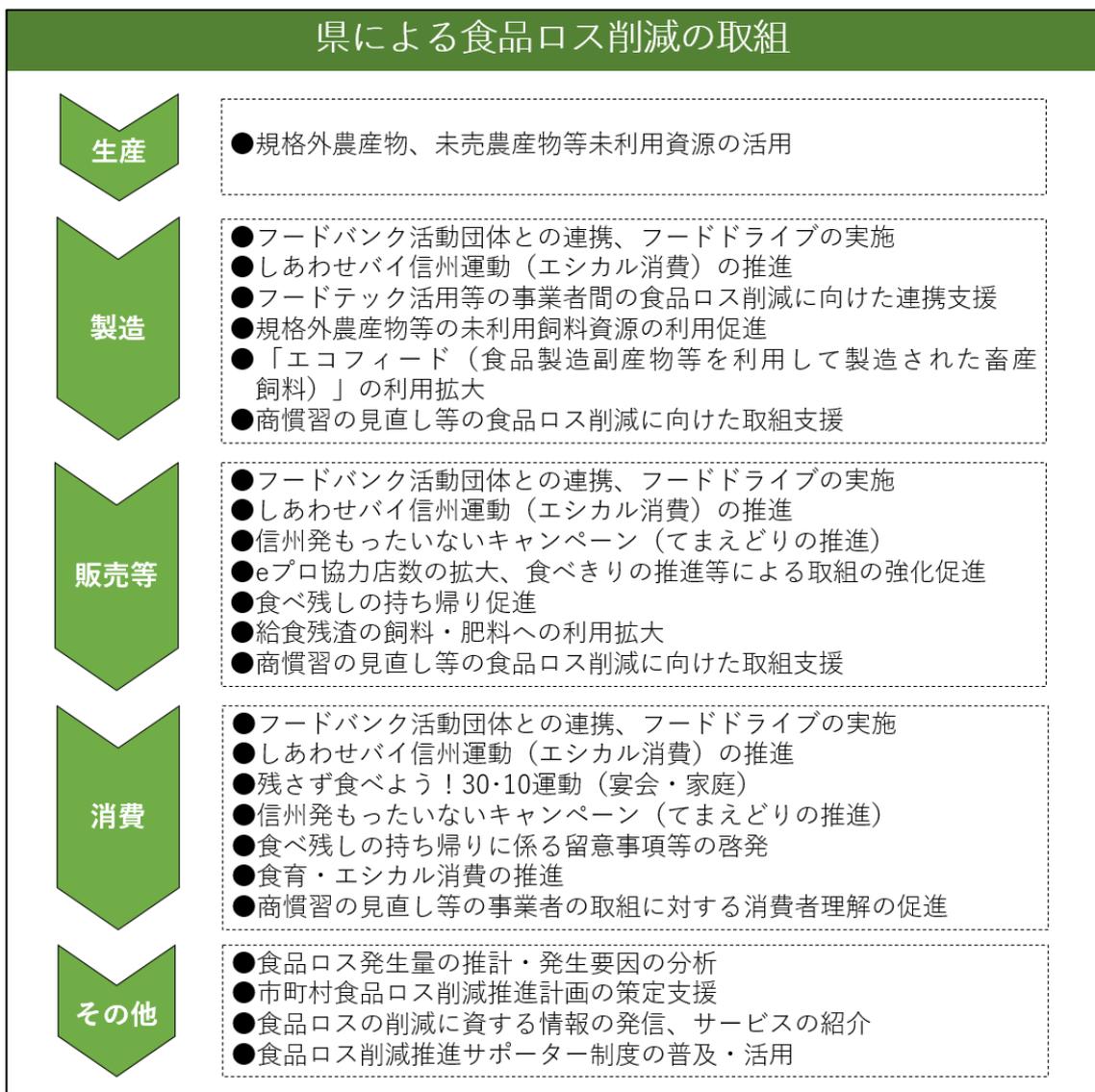


図 4-6-1 県の取組

<sup>18</sup> 消費者庁または地方公共団体等が開催する食品ロス削減推進サポーター講座を修了し、食品ロス削減の基礎知識、消費者、食品事業者、一般企業、学校等の様々な主体が取り組める事例、地域の課題解決に必要なスキルやノウハウを習得した方々で、様々な場面で自ら活動する意向のある人材を地方公共団体及び消費者庁に登録し、育成した人材の活用を図っていくための制度

### 3 各主体の役割

食品ロスの削減を推進するためには消費者、事業者、行政の各主体が食品ロス問題に対して当事者意識を持ち、身近なことから積極的に取り組むことが必要です。

具体的には、以下の取組が想定されます。

#### (1) 消費者（県民）の取組として望まれること

消費者（県民）は食品ロスの削減の重要性について理解を深め、日々の生活の各場面において食品ロスの削減に向けた行動を実践することが重要です。

商慣習の見直しなど、食品ロスの削減に向けた食品関連事業者の取組を理解することが望まれます。

##### ア 買い物のとき

- 家にある食材をチェックして、必要な分だけ購入する。
- 賞味期限・消費期限について正しく理解し、すぐ消費する場合は商品棚手前にある期限間近の商品を優先的に購入する。（てまえどり・エシカル消費）
- 見切り品や規格外品等について理解する。
- フードシェアリングサービス<sup>19</sup>等の事業者の食品ロス削減に向けた取組を積極的に活用する。

##### イ 調理・保存のとき

- 作りすぎによる食べ残しを防ぐため、食べきれ的分だけ作る。
- 食材の食べられる部分をできるだけ使い、過剰除去を防ぐ。
- 食べきれなかったものはリメイク等の工夫をする。
- 冷蔵庫などの食材の保管場所を定期的に整理し、賞味期限・消費期限をチェックすることで期限切れによる食品の直接廃棄を防ぐ。
- 食品が長持ちするように食材に応じた適切な保存を行う。
- 賞味期限が過ぎた食品であっても、食べられるかどうかを個別に判断する。
- 未利用・余剰食品を近隣で分け合ったり、フードドライブ等で寄付する。

##### ウ 外食のとき

- 小盛メニューの提供や持ち帰り希望者への対応などの食品ロスの削減に向けた取組を行っている飲食店を選ぶ。
- 食べきれる量を注文し、残さずに食べる。
- 食べきれない時は、お店と相談した上で自己責任の範囲で持ち帰る。

#### (2) 事業者の取組として望まれること

食品関連事業者は、食品の生産から製造、卸売、小売、外食の各段階において食品ロ

---

<sup>19</sup> 何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組み、サービス

スが発生していることを理解し、各段階で削減に向けた取組を行うだけでなく、段階を超えた協働により食品ロスを削減していくことが望まれます。

#### **ア 食品生産業**

- 規格外や未利用の農産物を加工・寄付等により有効活用する。
- 需要を考慮して生産する。
- 食品廃棄物を利用して生産された飼料・肥料を利用する。

#### **イ 食品製造業**

- 原料を無駄なく利用し、製造・出荷における食品の適正な管理、鮮度の保持に努める。
- 製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により賞味期限を延長する。
- 製造から賞味期限までが3か月を超える場合は、賞味期限を可能な限り年月日表示でなく年月表示化する。
- 食品小売業者等と連携した需要予測の向上や納品リードタイムの調整等により、適正受注を推進し、過剰生産を抑制する。
- 小分け包装等による消費実態に合わせた容量の適正化に取り組む。
- 規格外品等を寄付等により有効活用する。
- 食品廃棄物を利用して飼料化・肥料化・メタン発酵発電をする。

#### **ウ 食品卸売業・小売業**

- 厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の向上、納品リードタイムの調整等により適正な発注、商慣習の見直しを推進する。
- 予約制や小分け販売、量り売りなど需要に応じた販売の工夫を行う。
- 賞味期限・消費期限の近い商品から購入するよう消費者に促す。
- フードシェアリングサービスを活用する。
- 未利用食品を寄付等により有効活用する。
- 食品廃棄物を利用して飼料化・肥料化する。

#### **エ 外食産業**

- 需要を考慮した仕入れや提供等の工夫を行う。
- 小盛メニューや要望等に応じた量の調整、主食のグラム数表示等を行う。
- 食べきりを呼び掛ける。
- 食べ残しの持ち帰りを促進する。
- フードシェアリングサービスを活用する。
- 未利用食品を寄付等により有効活用する。
- 食品廃棄物を利用して飼料化・肥料化する。

### **(3) 市町村の取組**

市町村は、前記(1)及び(2)に記載した取組を実践する消費者や食品関連事業者が増

えるように、以下の取組を推進することが望めます。

- 消費者、事業者、県等と連携し、食品ロスの削減に向けて幅広く取り組む。
- 国の基本方針及び本計画を踏まえた市町村食品ロス削減推進計画を策定する。
- 食品ロス発生量の実態調査や分析を行う。
- 食品ロス削減に向けて部署横断で連携して取り組む。
- 消費者や事業者等に食品ロスの削減に資する情報提供を行う。
- 地域の特性に応じた個別的な取組の実施や、広報啓発を行う。
- 生ごみ処理機の補助制度等による食品ロスの削減支援を行う。
- 堆肥化施設等において生ごみを堆肥化する。

消費者・事業者に望まれる取組を図にまとめると以下のようになります。

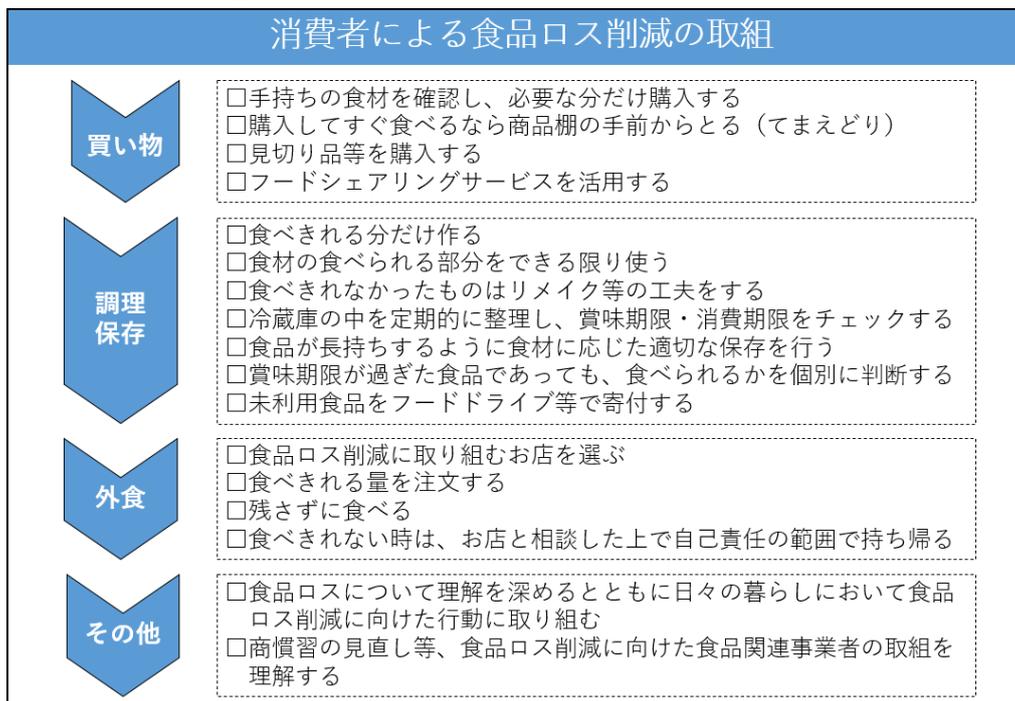


図 4-6-2 消費者に望まれる取組

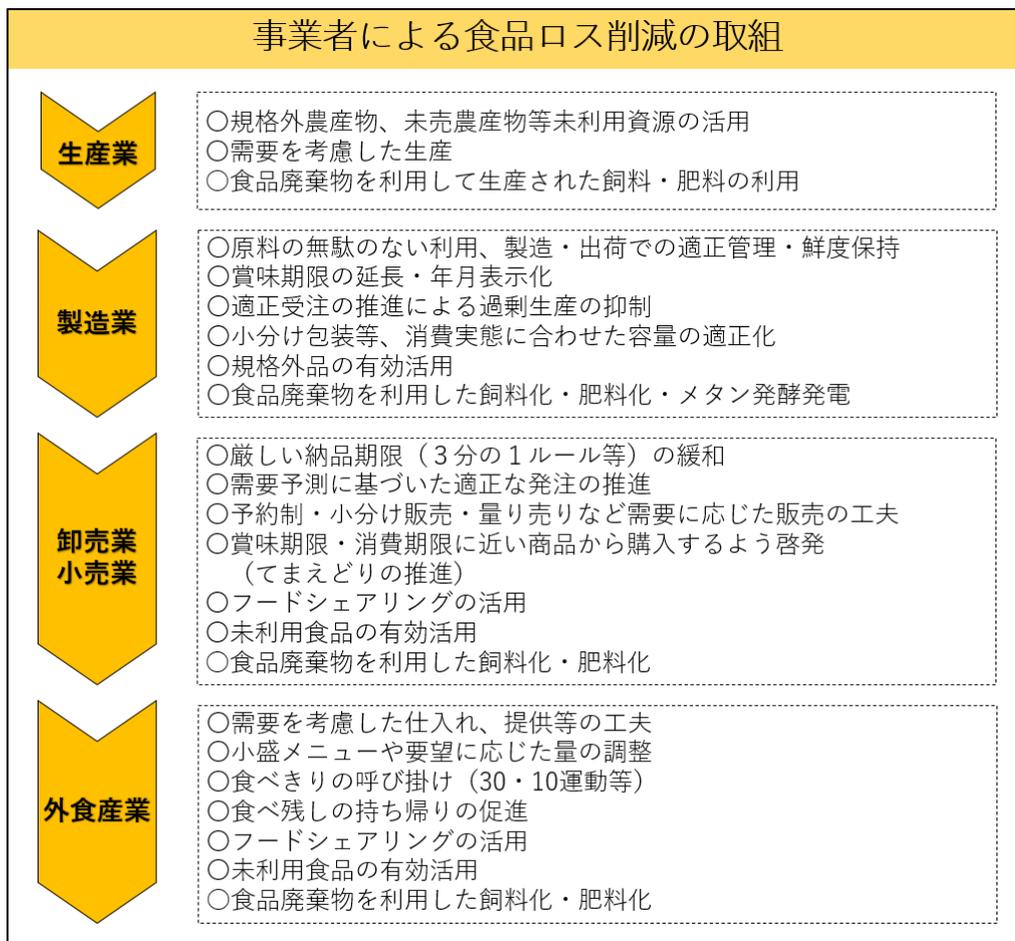


図 4-6-3 事業者に望まれる取組

## ◎コラム 食品ロスによる経済損失・CO<sub>2</sub>排出量はどれくらい？

国の推計によると、令和5年度の食品ロスによる経済損失の合計は4.0兆円、温室効果ガス排出量の合計は1,050万t-CO<sub>2</sub>とされています。

これを基にすると、県内では食品ロスにより経済損失が年間約500億円発生し、温室効果ガスが年間約14万t-CO<sub>2</sub>排出されていると推計されます。経済損失を県民1人当たりで換算すると年間約25,000円発生していると計算されます。25,000円あれば何ができるのでしょうか？食品ロスの削減は、環境にやさしいだけでなく、家計の節約にも繋がります。



令和7年度版食品ロス削減ガイドブック〈消費者庁〉

ーガイドブックはこちら👉ー (消費者庁ホームページ)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/pamphlet/#guidebook](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/pamphlet/#guidebook)

◎コラム 食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～

外食産業で発生する食品ロスの大きな要因は「食べ残し」です。その有効な対策として、食べ残しの持ち帰りが注目されています。しかし、衛生面や法的責任の不明確さから、事業者が導入をためらうケースもあります。こうした課題を解決するため、令和6年12月に国が策定した「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」では、事業者には利用規約の整備や注意事項の説明、消費者には自己責任での管理を求めています。食べ残しを減らす上でまず大事なものは「食べること」ですが、持ち帰りも有効な選択肢です。事業者と消費者が協力し、安心して食べ残しを持ち帰りましょう。

まずは美味しく食べ切りましょう。食べ切れなかったらSDGs目標達成に向けて持ち帰りましょう！

**お持ち帰りの際の注意点**

お客様の責任でお持ち帰りください。容器への移し替えはご自身でお願いします。

※匂いや味に異変を感じた場合は召し上がらないでください。  
※アレルギーのある方には譲渡しないでください。

帰宅後できるだけ速やかにお召し上がりください。  
生もの、傷みやすいもののお持ち帰りはお控えください。  
※スープ・ドリンク類の持ち帰りはご遠慮ください。

暑い時期や長時間の持ち運びはご遠慮ください。  
単に温めるだけでなく、十分に再加熱してからお召し上がりください。

こんにちは！mottECO(モッチェコ)です  
専業主婦が飲食店で食べ残しを持ち帰ることに  
目mottECO(モッチェコ)と名付けました。  
mottECOには、「もったいなくって持ち帰ろう」  
というコンセプトが込められています。

mottECO  
食品ロスについて「EAT5R」  
食品ロスポータルサイトへ

食べ残し持ち帰り促進ガイドライン  
～SDGs 目標達成に向けて～

【事業者が民事上または衛生上留意すべき事項】

- ・民事の観点から、食べ残しの持ち帰りにおける衛生面に関する一定の注意事項を消費者に説明することが有効。
- ・食品衛生の観点から、持ち帰りに適する食品を事業者が判断することや清潔な容器等を提供すること等を提示。
- ・事業者・消費者双方の合意の内容を明確化するとともに、消費者におけるリスクの把握等や事業者における法的リスク等の予見可能性を高めるために利用規約の整備が有効。

【消費者に求められる行動】

- ・食べ残しを持ち帰る場合は、食中毒リスク等を理解した上で、持ち帰る際及び持ち帰った後の食品の管理の責任は基本的に消費者にあることを十分に認識し、飲食店からの事前説明事項を適切に遵守することが重要。
- ・食品衛生の観点から、食品を温度が高いところに放置しないこと、速やかに喫食すること、異臭等を感じた場合は喫食しないこと等を提示。
- ・食べ残し持ち帰りサービスを提供する飲食店等の取組を消費者行動により積極的に評価していくことが重要。

ーガイドラインはこちら👉ー (消費者庁ホームページ)

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/040534/>

## 第7節 環境教育等の推進

廃棄物処理問題の多くは、大量生産・大量消費というライフスタイルに起因するところが大きいことから、廃棄物の4R等について、県民を対象とした廃棄物処理施設の見学や出前講座などによる啓発等に努めることが大切です。

### 1 環境教育・環境学習等

#### (1) 現状と課題

- ・県内では、4Rの取組が進んでいますが、家庭における食品ロスやプラスチックごみ、事業系一般廃棄物の削減など、まだまだ減量化に向けて取り組むべき課題があります。
- ・県や市町村等では、県民に対する環境教育等による意識啓発を行っていますが、引き続き、あらゆる年代に対する環境教育等の機会の充実に努める必要があります。

#### (2) 施策の展開

- ・4Rについての意識の向上を図るため、県や市町村等では、以下に掲げる取組を進めており、引き続きこのような取組を進めていくことにより、県民の意識啓発に努めます。
- ・市町村、教育関係機関、環境団体と連携し、環境等に係る持続可能な開発のための教育（ESD）の考え方等も踏まえ、児童・生徒等の次世代を担う子ども達への教育から生涯学習に至るまで幅広く環境教育・環境学習を推進します。

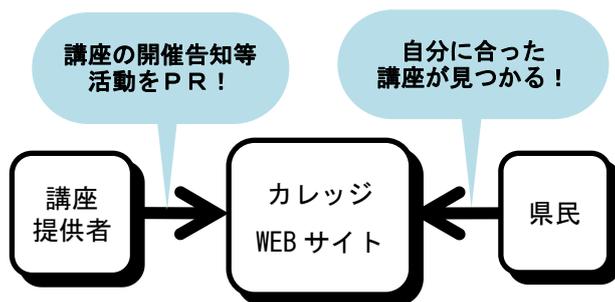
#### ア 信州環境カレッジ

- ・県で開催している信州環境カレッジでは、県民、NPO、企業、行政等の協働で、県民は誰でも参加できる「地域講座」、学校からの申込で開催される「学校講座」、オンラインでいつでもどこでも学習できる「WEB講座」など、様々な形態の講座を通して県民に環境に関する学びを提供します。
- ・令和6年度の受講人数は14,286名、講座登録数は185講座となっています。

## ◎コラム | 信州環境カレッジ

信州環境カレッジは、県民、NPO、企業、行政等の協働による全県的な「学び」のムーブメントです。

- ▶ 講座提供者は、県内で開催される講座や学校への出前講座を登録し、WEBサイトに情報を掲載
- ▶ 県民は、WEBサイトから自分に合った講座を見つけて受講
- ▶ 県は、開催に係る費用を謝金として支援



WEBサイトはこちら👉



(<https://shinshu-college.pref.nagano.lg.jp/>)

### イ 食育、エシカル消費

- ・食育を通じて食べ物の大切さを学び、家庭や地域において、食品ロス削減に向けた意識の醸成及び行動の実践を促進します。
- ・環境と調和のとれた持続可能な消費行動への促進を図ります。

### ウ 施設見学、リサイクル体験

- ・住民にごみ処理の状況を知ってもらい、ごみの分別収集や減量化を図るとともに、ごみ処理に対する意識を高めてもらうため、積極的な施設見学の受入れや、リサイクルを体験する講座・教室の開催を支援します。
- ・施設見学等を行っている市町村は43市町村、出前講座等を行っている市町村は48市町村となっています。

表 4-7-1 市町村ごみ減量化施策取組状況（令和7年11月1日現在）

項目	実施市町村数
施設見学等	43
出前講座・説明会等	48

(資源循環推進課)

### エ こども記者体験（県庁見学）と長野県政出前講座

- ・社会見学の小学生を対象に県が実施している「県庁見学」では、「こども記者体験」のテーマを「みんなでごみをへらそう！～食品ロスや海洋プラスチックごみをへらすためにできること～」として、体験学習を通じた普及啓発を行います。

- ・県内に在住・在勤・在学しているグループから依頼があった場合に、県職員が直接出向いて施策等について説明する「長野県政出前講座」では、「ごみの減量化・リサイクル、廃棄物処理」をテーマに、循環型社会に向けての法制度や廃棄物処理の現況、県及び市町村の取組、県民や事業者の方に取り組んでほしいこと等について説明し、環境への理解を深めます。

#### オ 循環型社会形成推進功労者表彰

- ・県は、循環型社会の形成を推進するため、廃棄物の適正処理及び資源化等の推進、普及啓発及び指導教育等に率先して取り組み、顕著な実績を上げている事業者、個人、グループ及び学校等を功労者として表彰します。

#### カ 環境保全に関するポスターコンクール

- ・県は、信州豊かな環境づくり県民会議、abn長野朝日放送「地球を守ろう！プロジェクト」と連携し、4Rやプラスチックごみ散乱防止などの環境保全への理解や関心を高めるため、小中学生を対象にポスター作品を募集する「信州エコポスターコンクール」を実施しています。入賞・入選作品のポスターは、環境イベントや情報誌に掲載するなど、啓発活動等に活用して、県民一人ひとりの環境保全への取組を推進します。

### ◎コラム 地域で広げるごみ減量の担い手たち

県内 19 市の中で最も 1 人 1 日当たりのごみ排出量が少ない東御市では、ごみの減量化とリサイクルの推進を目的に、平成 14 年度から「ごみ減量アドバイザー」を養成しています。

アドバイザーは、市が実施する講座を受講した上で市民への啓発活動等を行っており、現在までに 115 名の方が研修を修了し、その多くの方が古布リサイクル班、環境・PR 班、ごみを減らす工夫班、生ごみリサイクル班の 4 班に分かれて活動しています。

県内では、東御市以外にもアドバイザーを設置している市町村があり、ごみの減量化やリサイクルの取組を地域に広げる活動が行われています。



保育園における啓発活動



ダンボール式生ごみリサイクル講習会

(写真提供：東御市)

## 2 環境美化活動

### (1) 現状と課題

- ・海に流れ出るプラスチックごみの7割は陸域から発生するといわれており、太平洋、日本海に流れ込む河川を有する本県も、決して他人事ではありません。
- ・観光地や河川等におけるポイ捨ては後を絶たず、今後も意識啓発に取り組むとともに、地域と一緒に環境美化活動に取り組んでいく必要があります。

### (2) 施策の展開

- ・県及び市町村は、以下に掲げる取組等を通じ、県民が一体となつてごみの散乱のない美しい環境づくりに取り組みます。
- ・4Rについて意識の向上を図るため、引き続き、観光地も含めた環境美化活動、啓発活動等を推進します。

#### ア きれいな信州環境美化運動

- ・散乱した空き缶等を収集する美化清掃活動、ごみの持ち帰り運動及び空き缶等散乱防止啓発運動の輪を県民運動として広げ、観光地を含めた環境美化運動を推進し、年間を通じて長野県全体をきれいにする運動を展開します。
- ・令和7年度の「ごみゼロの日」統一美化キャンペーン及びきれいな信州美化キャンペーンにおける参加者数は、約17万5千人となっています。

表 4-7-2 令和7年度きれいな信州環境美化運動の実績

キャンペーンの名称	「ごみゼロの日」統一美化キャンペーン	きれいな信州美化キャンペーン
実施期間	5月25日～6月30日	10月1日～10月31日
空き缶等回収参加者数	125,072人	50,409人
回収量	108.7t	64.5t
街頭啓発参加人員	40人	137人

(資源循環推進課)

#### イ アダプトシステム<sup>20</sup>・愛護活動

- ・平成15年度から「信州ふるさとの道ふれあい事業」としてアダプトシステムを本格的に実施しており、令和6年度末現在、368団体が道路の里親として活動しています。この取組は、以前から各地で行われてきた道路愛護活動を一歩進めた形の活動として、住民と行政の協働・連携による道路の維持管理活動の推進に大きな役割を果たしています。
- ・平成24年度からは、花苗や必要な物品等を提供し、里親を支援していただく企業

<sup>20</sup> 地域住民団体、個人、企業又は学校が道路の里親となり、里親・市町村・建設事務所による三者協定に基づいて、里親はボランティアで美化活動等を実施し、市町村・建設事務所は里親の活動を支援するもの。アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、住民が道路などの公共スペースを養子のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化）ことから命名された。

等をサポーターとして登録する制度を開始し、令和6年度末現在、20団体が登録しています。

- ・河川についても、地域住民団体が県に登録し、「河川愛護活動」として清掃等の活動を行っており、令和6年度は872団体、延べ約14万人の方々が活動しています。
- ・引き続き上記の取組を通じて環境美化に努めます。

## ◎コラム 諏訪湖まるまるゴミ調査

諏訪湖畔でゴミの調査を行い、「諏訪湖のゴミの現状」を明確化し、流域内の県民の皆様に関心を高めるとともにゴミの不法投棄の防止や適正処理の推進につなげていくため、諏訪湖創生ビジョン推進会議 (<https://www.pref.nagano.lg.jp/suwachi/suwachi-kikaku/vision/suisinnkaigi.html>) が主体となり、令和元年から「諏訪湖まるまるゴミ調査」を実施しています。

ゴミを飲料ペットボトル、ビニール破片、紙くず等の18種類に分類し、その個数を調査しており、回収量の内訳は可燃ゴミが約268kg、不燃ゴミが約70kgとなりました。個数は全部で5210個、そのうちプラスチック製品由来のゴミは4,591個で、小さなビニール破片、プラスチック破片が半数以上を占めています。

調査後には、グループごとにごみ拾いで感じたことを共有する「ふりかえり」を行い、「機会がないと道端に落ちているゴミをなんとも思わなくなってしまう。」、「目を凝らすと知っている以上に小さなプラスチック破片が落ちている。」、「ポイ捨てされたものが目立つ。」などの声があり、マイクロプラスチック問題に対する意識を高めるきっかけとなっています。

### 《調査の様子》



## ◎コラム 遠州灘海岸環境学習ツアー ～上流県によるプラスチックごみ削減の取組～

県では「信州プラスチックスマート運動」の一環として、上伊那地域振興局及び南信州地域振興局主催による、天竜川が流れつく遠州灘海岸における環境学習ツアーを実施しています。

このツアーには毎年、小学生を中心に多くの方にご参加いただいております。ウミガメの放流体験や海岸のマイクロプラスチック回収及びごみ拾い体験を通じて、世界的に問題となっている海洋プラスチックごみ問題について学び考える機会となっています。

### 《環境学習ツアー体験の様子》



-令和7年度の取組状況はこちら👉-

<https://blog.nagano-ken.jp/kamiina/nature/50603.html> (上伊那地域振興局)

<https://blog.nagano-ken.jp/shimoina/events/44825.html> (南信州地域振興局)